【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年2月22日
【計算期間】	第9期（自　2022年12月7日　至　2023年12月6日）
【ファンド名】	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け） ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢ為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　堤　健朗
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部　　山﨑　誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03－6437－6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、世界債券オープンＡコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドまたは世界債券オープンＢコース（為替ヘッジなし）マザーファンド（両者を総称して以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券へ分散投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

※ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）を「Ａコース」といい、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢ為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）を「Ｂコース」といいます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型 **追加型**	国　内 海　外 **内　外**	株　式 **債　券** 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	ＭＭＦ ＭＲＦ ＥＴＦ	インデックス型 特殊型 （　）

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。
・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
・内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
・債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 **その他資産** **(投資信託証券(債券))** 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	**年１回** 年２回 年４回 年６回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 （　）	**グローバル** **(日本を含む)** 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	**ファミリーファンド** ファンド・オブ・ファンズ	**<Aコース>** **あり** **(部分ヘッジ)** **<Bコース>** **なし**	日経225 ＴＯＰＩＸ その他 （　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型／絶対収益追求型 その他 （　）

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
・その他資産(投資信託証券(債券))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
・年1回・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
・グローバル（日本を含む）・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
・ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
・為替ヘッジあり（部分ヘッジ）・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
・為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

※ 上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

本ファンドは、セパレートリー・マネージド・アカウント（以下「ＳＭＡ」といいます。）に係る契約＊に基づいて、ＳＭＡ取引口座の資金を運用するためのファンドです。

＊ 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

なお、本書において、文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。また、必要に応じて各々のマザーファンドを「各マザーファンド」といいます。

委託会社は、受託銀行（後記「(3) ファンドの仕組み　２．ファンドの関係法人　①　委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務　ｃ．受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、各コースにつき金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

本ファンドは「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＡ限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ向け）」および「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢ為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）」とは別のファンドであり、決算頻度が異なります。ファンドの性格をよくご理解いただいたうえでご投資ください。

＜ファンドのポイント＞

1. 主として日本を含む世界各国の投資適格債券に投資します。
2. 外貨建資産に対して、為替ヘッジを行う（為替変動リスクを低減する）コース（Ａコース）と、為替ヘッジを行わないコース（Ｂコース）があります。
3. ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）をベンチマークとし、長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。

Ａコース・・・為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド（投資顧問会社。以下それぞれ「ＧＳＡＭロンドン」、「ＧＳＡＭニューヨーク」および「ＧＳＡＭシンガポール」といいます。）に委託します。ＧＳＡＭロンドン、ＧＳＡＭニューヨークおよびＧＳＡＭシンガポールは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用を行います。

＜ファンドのベンチマーク＞

本ファンドは、世界各国の国債、政府関係機関債、社債を主要投資対象とします。投資対象国を広く分散することにより、特定の国の景気や政治動向、金利動向等の影響を低減することをめざします。

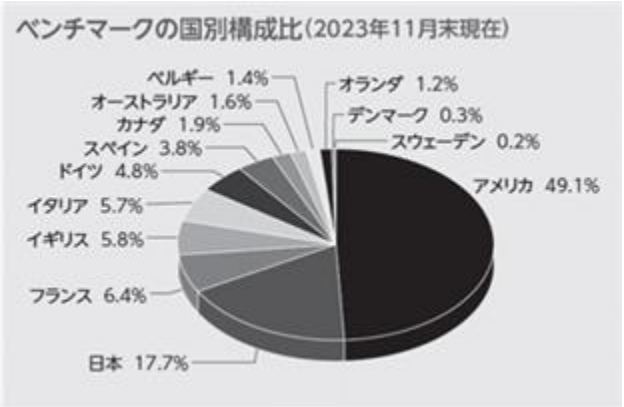

●Ａコース
ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ヘッジ・ベース)

●Ｂコース
ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ベース)

ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）とは、JPモルガンが発表している、世界主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。

＜なぜ世界債券投資なのでしょうか＞

債券への投資は、短期金融商品（預貯金等）を上回る収益を追求することができます。一方で、値下がりのリスクがあり、その価格変動幅は、一般に短期金融商品より大きくなりますが株式への投資と比べ小さくなります。

期間：1998年6月末～2023年11月末
出所：ブルームバーグ、JPモルガン、MSCIのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成
世界株式：ＭＳＣＩワールド・インデックス（円ヘッジ）
世界債券：ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ヘッジ）
円短期金融商品：日本円１ヵ月ＴＩＢＯＲ

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。本ファンドの実績は、後記「5 運用状況（参考）運用実績」をご覧ください。Aコースの場合は、為替ヘッジを行う一方でアクティブ通貨運用を行うため一定の為替変動リスクを伴いますので、上記の円ヘッジのデータとは異なる値動きとなります。また、円ヘッジされていないBコースの場合は為替変動の影響を直接受けるため、値動きは大きくなりますのでご留意ください。

＜高格付け債券への投資＞

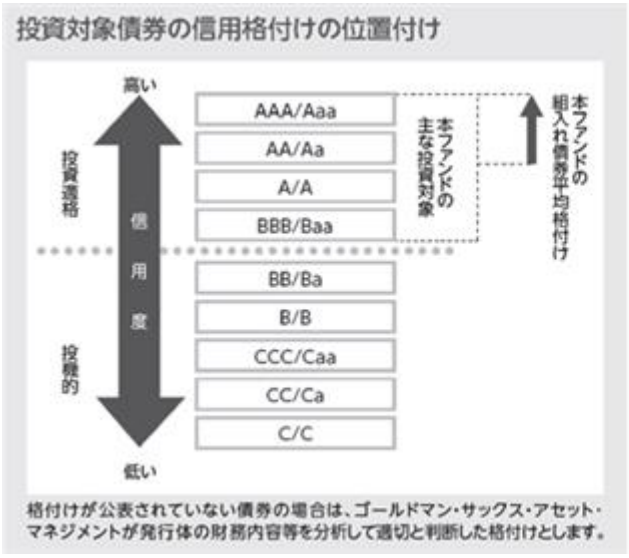

投資する債券の格付けについては組入れ時においてトリプルB格（トリプルBマイナス格も含みます。）相当以上とします。また、原則として、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格（ダブルAマイナス格も含みます。）相当以上に維持するように運用します。
投資対象債券の格付けを投資適格に限定することで、リターンの安定化をめざします。

ポイント

- 債務不履行の可能性を第三者が評価したものが格付けです。債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等の元本・利息の支払能力を知る上で重要な情報の一つといえます。
- 格付けは英字の記号で表されます。左図の例では、トリプルAが最も信用度が高い、つまり債務不履行が生じる可能性が最も低いことを表しています。

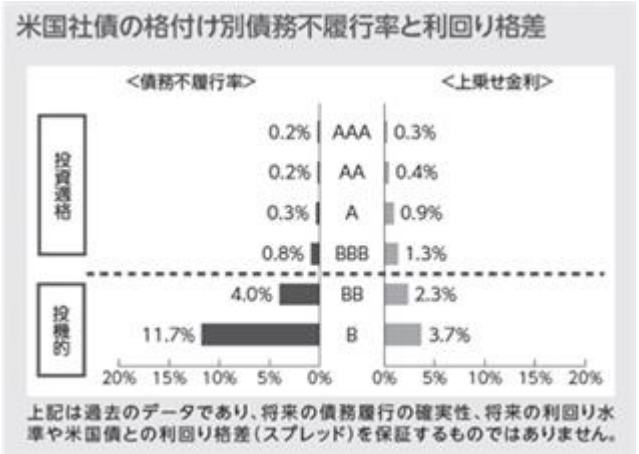

社債市場では、信用力の高い（格付けが高い）銘柄は、国債に対する上乗せ金利が低くなっていますが、債務不履行が生じる可能性が低く、比較的安定したリターンが期待できます。

＜債務不履行率＞
期間：1981年～ 2022年　　出所：S&P
※1981年～2022年の期間について、債務不履行を起こした米国社債の割合を格付け別に算出。なお、該当社債の格付けは、債務不履行時の3年前（各年1月1日時点）の格付けを参照。（2022年12月末現在）
＜上乗せ金利＞
2023年11月末現在　　出所：ブルームバーグ

＜Ａコース（限定為替ヘッジ）の特徴＞

高格付けの世界債券への分散投資

世界の高格付け債券に投資します。またさまざまな国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。

為替変動リスクのヘッジ（低減）

外貨建資産に対して為替ヘッジを行うため、為替変動リスクが低減されます。*

為替ヘッジに加えて、アクティブ通貨運用によるプラスαの収益を追求します。

＊Ａコースは為替ヘッジを行う一方、アクティブ通貨運用を行うため、一定の為替変動リスクを伴います。
日本円の短期金利が現地通貨の短期金利より低い場合、その金利差相当分がヘッジ・コストの目安となります。

Ａコースの債券国別構成比率

世界各国に分散して投資することにより、リスクの低減効果が期待できます。

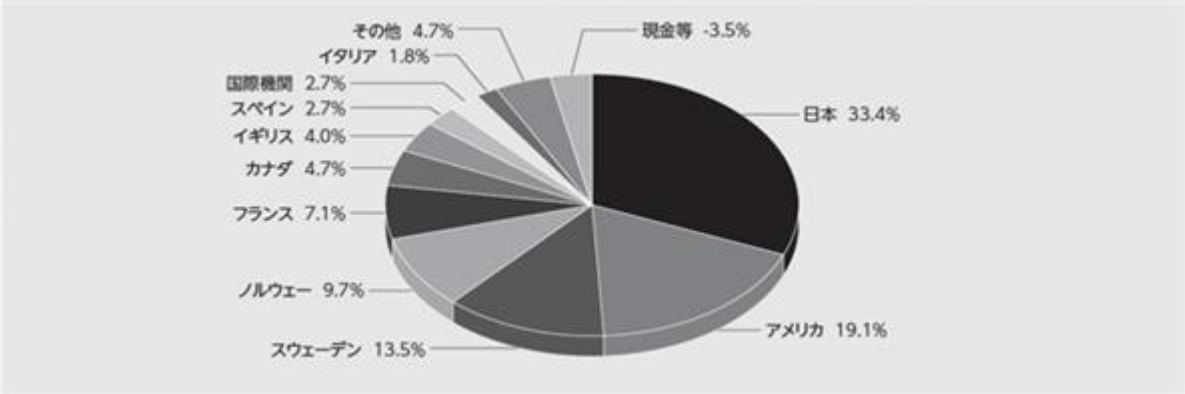

2023年11月末現在

上記はマザーファンドの数値です。また、上記の数値は先物を含みません。

世界債券(円ヘッジ)の値動きの推移と円ドル相場

為替ヘッジを行うことで、為替相場変動の影響の低減が期待できます。

期間：1998年6月末～2023年11月末

出所：ブルームバーグ、JPモルガンのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

世界債券（円ヘッジ）　：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ヘッジ）

世界債券（為替ヘッジなし）：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ベース）

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。**本ファンドの実績は、後記「5　運用状況　（参考）運用実績」をご覧ください。**

＜Ｂコース（為替ヘッジなし）の特徴＞

高格付けの世界債券への分散投資

世界の高格付け債券に投資します。またさまざまな国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。

為替変動リスク

為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を受けます。
加えて、アクティブ通貨運用によるプラスαの収益を追求します。

海外の好金利

海外の好金利を直接享受するメリットを追求できます。

世界の通貨への分散投資

為替ヘッジを行わないため、世界の通貨への分散効果も期待できます。

Ｂコースの通貨別構成比率

債券の分散効果とともに、通貨の世界分散投資効果も期待できます。

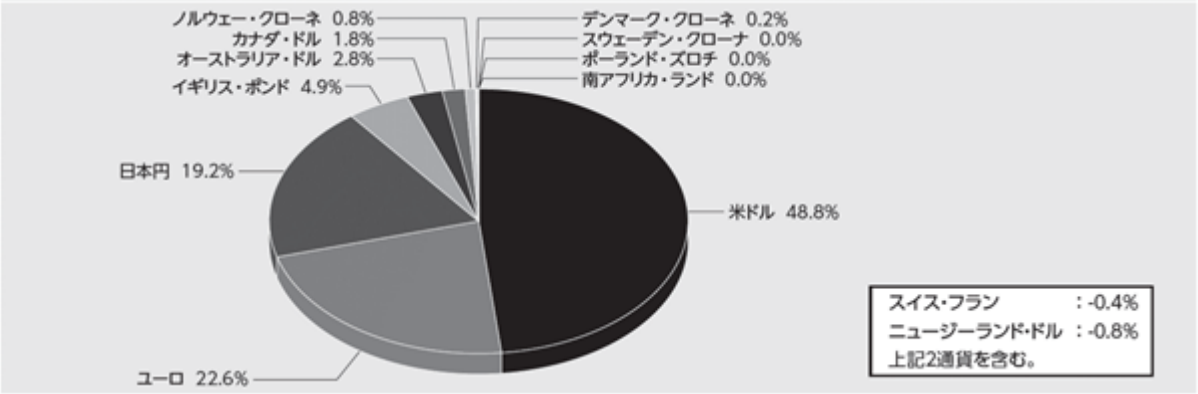

2023年11月末現在

上記はマザーファンドの数値です。

先進7ヵ国の10年国債利回りと格付け

外国債券の利回りは、日本国債と比較して相対的に高い水準にあります。

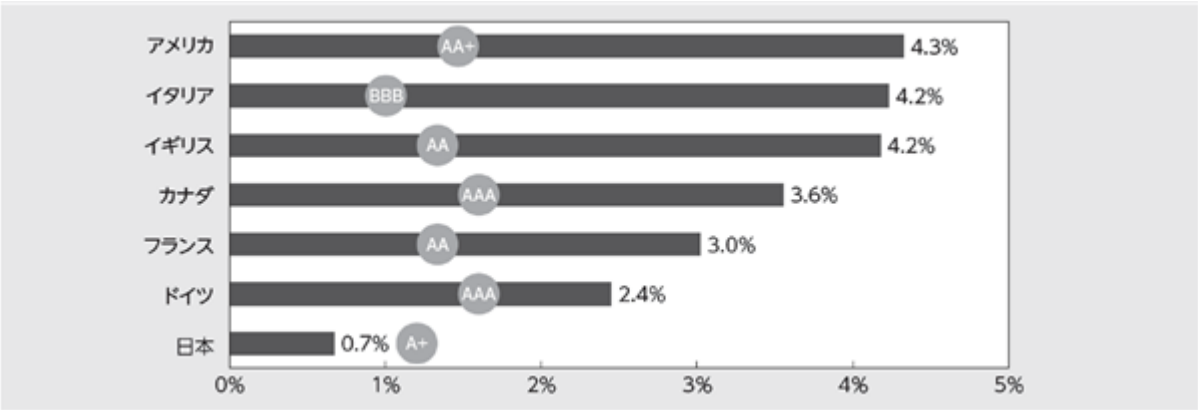

2023年11月末現在

出所：ブルームバーグ、Ｓ＆Ｐ（格付けは自国通貨建て長期債務）

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご留意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

＜ファンドの運用＞

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、本ファンドにおいて債券はＧＳＡＭロンドン、ＧＳＡＭニューヨークおよびＧＳＡＭシンガポールが運用を担当しており、通貨についてはＧＳＡＭロンドンおよびＧＳＡＭシンガポールが主に運用を担当しております。

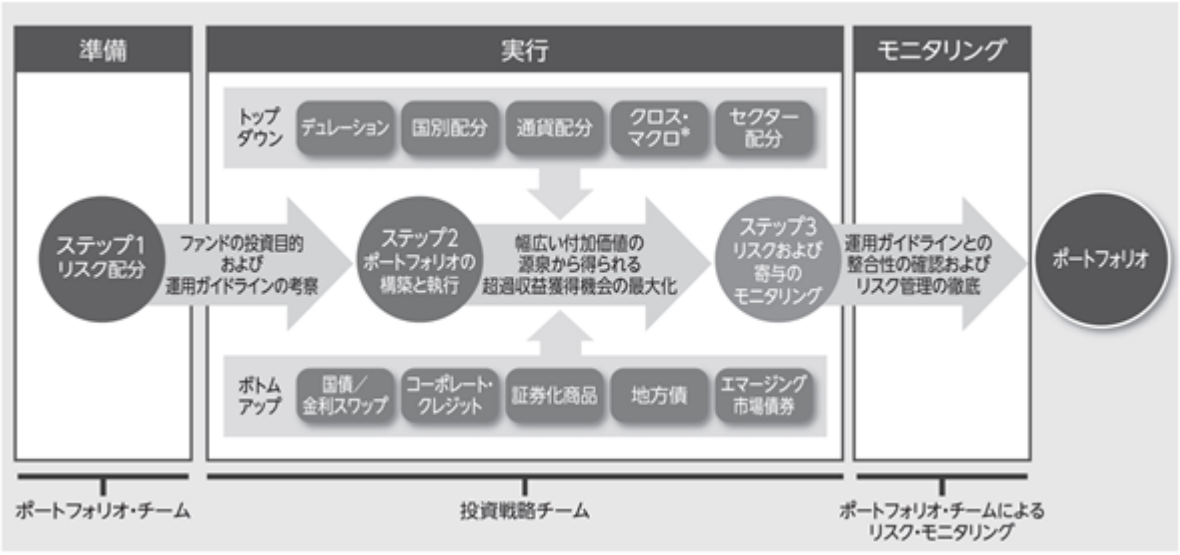

＊「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げることをめざす戦略をいいます。

本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2015年3月12日であり、同日より運用を開始しました。

各マザーファンドの信託設定日は2001年６月１日であり、同日より運用を開始しました。

（３）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。

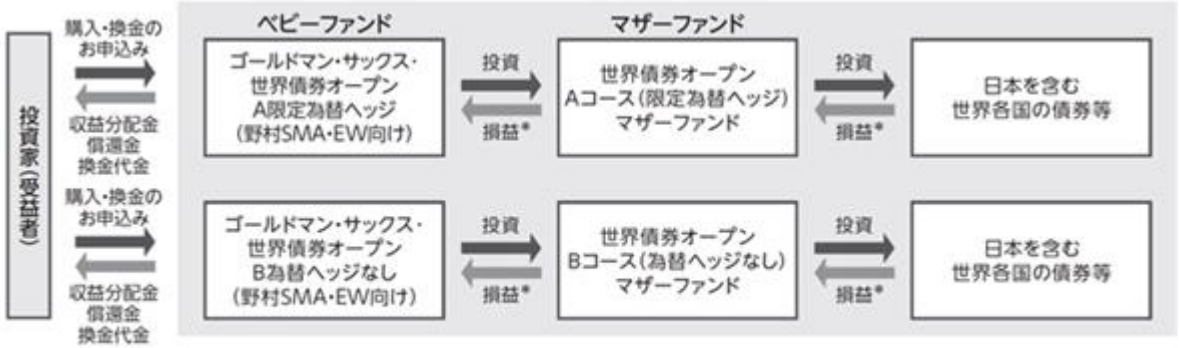

＊損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

２．ファンドの関係法人

①　委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

ａ．委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよび各マザーファンドにおいては、委託会社は債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

ｂ．投資顧問会社

(a) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

(b) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

(c) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド

本ファンドおよび各マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

ｃ．受託会社（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき、再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

ｄ．販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人

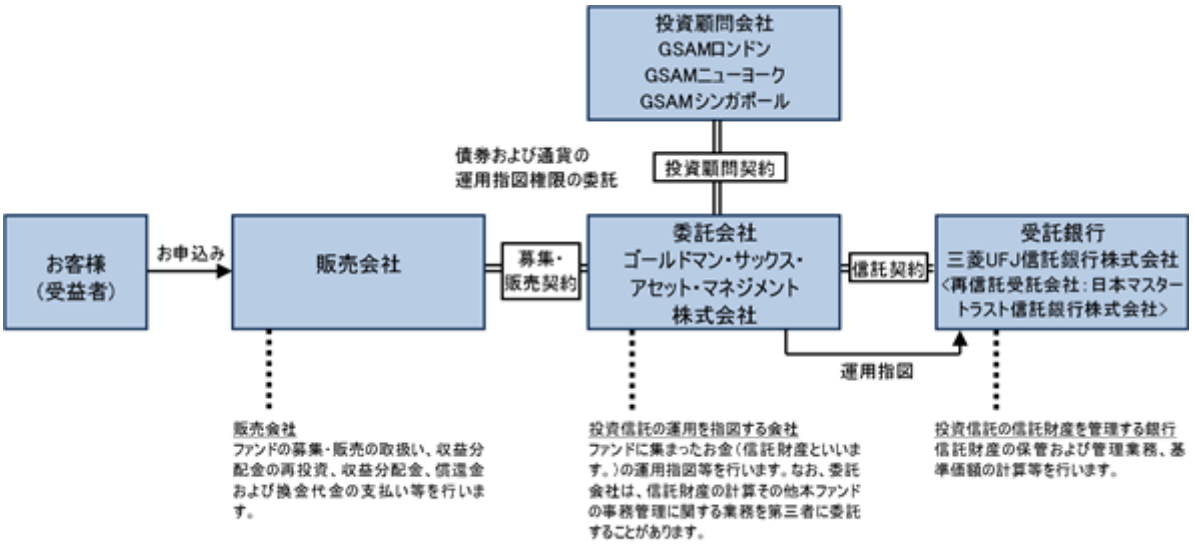

＜ご参考＞ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2023年6月末現在、グループ全体で2兆4,573億米ドル（約356兆円＊）の資産を運用しています。

＊米ドルの円貨換算は便宜上、2023年6月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝144.99円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

② 委託会社等の概況

ａ．資本金

委託会社の資本金の額は金４億9,000万円です（本書提出日現在）。

ｂ．沿革

1996年２月６日	会社設立
2002年４月１日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更
2023年７月１日	ＮＮインベストメント・パートナーズ株式会社と合併

ｃ．大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	所有比率（%）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウェスト・ストリート200番地	6,400	100

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a．基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b．本ファンドの運用方針

- Aコースは世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドの受益証券を、Bコースは世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げる場合もあります。）。
- Aコースにおける実質外貨建資産*については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- Bコースにおける実質外貨建資産*については、原則として為替ヘッジを行いません
  * 実質外貨建資産とは、本ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち本ファンドに属するとみなした額（本ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。
- 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c．マザーファンドの運用方針

- 中期的なデュレーションを有する世界の高格付けの公社債によって構成されるポートフォリオに重点をおいた、グローバルな投資プログラムを通じて、高いレベルのトータル・リターンをねらいます。世界の債券市場に分散投資することによりリスクの分散を図りますが、金利リスクは継続してとり続けて行きます。
- 世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ヘッジ・ベース)をベンチマークとして運用を行い、外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- 世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ベース)をベンチマークとして運用を行い、外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- 上記とは別に為替アクティブ・ポジションを構築し、為替運用からの収益の確保もめざします。
- 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよび各マザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（ＧＳＡＭロンドン）	英国ロンドン市	債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）	別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支払いは行いません。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（ＧＳＡＭニューヨーク）	米国ニューヨーク州ニューヨーク市		
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド（ＧＳＡＭシンガポール）	シンガポール		

（２）【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。)

ハ．金銭債権

ト．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第17条第１項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

６．コマーシャル・ペーパー

７．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

９．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

10．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

11．外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

12．外国法人が発行する譲渡性預金証書

13．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

14．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

15．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

16．抵当証券(金融商品取引法第2条第１項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第１号の証券または証書および第８号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第５号までの証券または証書および第８号の証券のうち第２号から第５号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第９号の証券および第10号(投資法人債券を除きます。)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第17条第２項および第３項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1．信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有さない有価証券または以下３.により借入れた有価証券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

3．信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすること。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

4．信託財産に属する資産＊の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。））、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。

5．信託財産に属する資産＊の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。

6．信託財産に属する資産＊の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引を行うことの指図をすること。

7．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。

8．信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払われます。

＊ 「信託財産に属する資産」とは、信託財産に属する各資産の額とマザーファンドの信託財産に属する各資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を意味します。

(注) 本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決め

に係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

（3）【運用体制】

a．組織

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、本ファンドにおいて債券はＧＳＡＭロンドン、ＧＳＡＭニューヨークおよびＧＳＡＭシンガポールが運用を担当しており、通貨についてはＧＳＡＭロンドンおよびＧＳＡＭシンガポールが主に運用を担当しております。

また、運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。

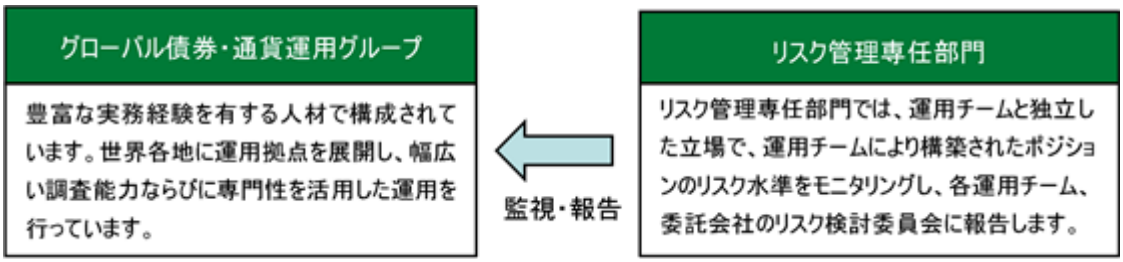

（注１）本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c．内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

（4）【分配方針】

年1回決算を行い、毎計算期末（毎年12月6日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

② 分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。

③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

※ 収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で全額再投資されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

＜収益分配金に関わる留意点＞

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

１．外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

２．株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合＊は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

３．同一銘柄の株式への実質投資割合＊は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以下とします。

４．同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合＊は、取得時において信託財産の純資産総額の５%以下とします。

５．投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合＊は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

６．デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

７．デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

８．一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＊ 「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、取得時において本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

１．投資する株式等の範囲（信託約款第22条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

２．信用取引の指図および範囲（信託約款第24条）

信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

３．有価証券の空売りの指図および範囲（信託約款第25条）

信託財産において有さない有価証券または以下４.により借入れた有価証券の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

４．有価証券の借入れの指図および範囲（信託約款第26条）

有価証券の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支払われます。

５．先物取引等の運用指図（信託約款第28条）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、以下の指図を行うことができます。

- **わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引**
- **わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引**

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、以下の指図を行うことができます。

- **わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引**

６．スワップ取引の運用指図（信託約款第28条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは担保の受入れの指図を行うものとします。

７．金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図（信託約款第29条）

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

８．有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第30条）

信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図にあたっては、以下のとおりとします。

（ｉ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。

（ⅱ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

９．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第31条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10．外国為替予約の運用指図（信託約款第32条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに信託財産に属する外貨建遺産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

外国為替の売買の予約取引の指図は、本ファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11．資金の借入れ（信託約款第38条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが５営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支払います。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意ください。

(a) 元本の変動リスク（本ファンドの投資内容に伴うリスク）

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

１．債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

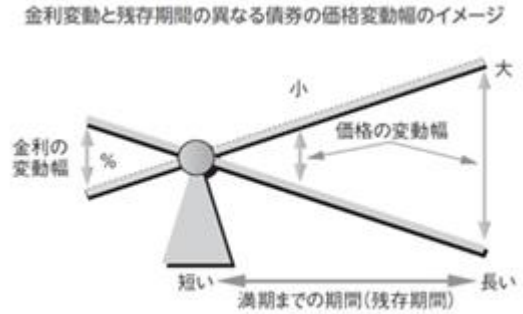

上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

２．債券の信用リスク

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

債券の格付けは、トリプルＢ格以上が投資適格格付け、ダブルＢ格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。

３．為替変動リスク

Ａコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。一方、対円で為替ヘッジを行わないＢコースは、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。また、債券運用とは別に、本ファンドでは、収益の向上をめざし、多通貨運用戦略を行います。したがって、Ａコースへの投資であっても、為替変動リスクが伴います。

期間：1999年1月末～2023年11月末
出所：ブルームバーグ
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

４．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

５．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

(b) 流動性リスクに関わる留意点

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。なお、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、Ａコースについては ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ヘッジ・ベース)を、Ｂコースについては ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(円ベース)をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスをめざしますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。なお、債券市場の構造変化等によっては、当該ベンチマークを見直す場合があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(f) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、ＡコースおよびＢコースそれぞれについて、信託財産の受益権の総口数が26億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て各信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、各信託を終了させることができます。

(g) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年６月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

＜外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について＞

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（ｉ）2014年６月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

１．受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること

２．FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を１年に一度IRSに報告すること

３．特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受け

る可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(i) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

（注１）本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

(3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

Aコース

本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

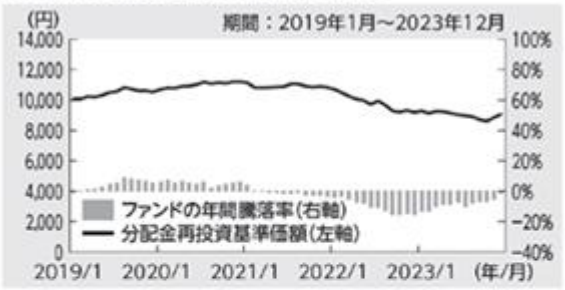

本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

Bコース

本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

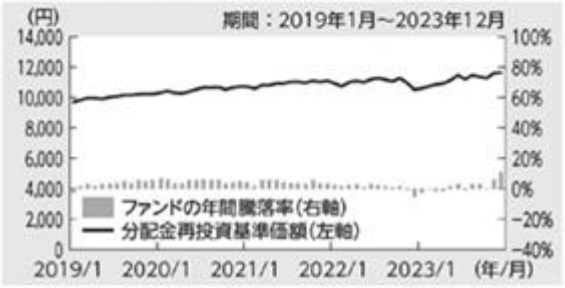

- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

- 各資産クラスの指数
  日 本 株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
  先進国株：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
  新興国株：MSCI エマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)
  日本国債：NOMURA-BPI 国債
  先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

□東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者(以下総称して「MSCI当事者」といいます)は、MSCIの情報について一切の保証(独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません)を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害(逸失利益を含みます)およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

（3）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.649%（税抜0.59%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社の配分については、以下のとおりとします。

支払先	役務の内容	配　分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成　等	年率0.55%（税抜0.5%）
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.055%（税抜0.05%）
受託銀行	ファンドの財産の管理、 委託会社からの指図の実行　等	年率0.044%（税抜0.04%）

なお、委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（4）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

(a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
(b) 外貨建資産の保管費用
(c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
(d) 信託財産に関する租税
(e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.1%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

（5）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合＊1

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315%＊2
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×20.315%＊2
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315%＊2

＊1　法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

＊2　詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。

＜個別元本について＞

① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご覧ください。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限ります。）、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

＜換金時および償還時の課税について＞

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および譲渡所得等ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315%（所得税15.315%）

5【運用状況】

（1）【投資状況】

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

（2023年12月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	9,874,873,508	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	△4,242,176	△0.04
合計（純資産総額）	―	9,870,631,332	100.00

(注)　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

（2023年12月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	11,812,969,557	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	△4,909,549	△0.04
合計（純資産総額）	―	11,808,060,008	100.00

(注)　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

＜世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド＞

（2023年12月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	8,385,075,959	30.93
	アメリカ	2,928,183,948	10.80
	カナダ	844,995,842	3.12
	イタリア	440,486,764	1.63
	フランス	890,388,808	3.28
	イギリス	708,932,647	2.62
	スペイン	598,906,803	2.21
	ベルギー	280,922,681	1.04
	スウェーデン	2,609,564,394	9.63
	ノルウェー	2,267,193,950	8.36
	デンマーク	48,954,061	0.18
	小計	20,003,605,857	73.80
地方債証券	カナダ	456,204,750	1.68
	ベルギー	60,447,206	0.22
	小計	516,651,956	1.91
特殊債券	アメリカ	72,248,935	0.27
	フランス	703,768,975	2.60
	オランダ	87,013,381	0.32
	国際機関	720,944,396	2.66
	小計	1,583,975,687	5.84
社債券	日本	151,704,149	0.56
	アメリカ	1,715,476,326	6.33
	ドイツ	135,030,109	0.50
	イタリア	29,049,163	0.11
	フランス	285,036,535	1.05
	オーストラリア	46,996,834	0.17
	イギリス	388,080,270	1.43
	スイス	224,396,988	0.83
	オランダ	89,470,544	0.33
	スペイン	120,197,819	0.44
	オーストリア	58,404,647	0.22
	ルクセンブルク	36,082,608	0.13
	アイルランド	46,923,172	0.17
	小計	3,326,849,164	12.27
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	1,674,399,787	6.18
合計（純資産総額）	―	27,105,482,451	100.00

(注)　投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

＜世界債券オープンＢコース（為替ヘッジなし）マザーファンド＞

（2023年12月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	8,310,928,329	22.34
	アメリカ	8,358,236,116	22.47
	カナダ	366,186,486	0.98
	イタリア	1,081,094,504	2.91
	フランス	1,387,592,455	3.73
	イギリス	753,298,355	2.02
	スペイン	928,319,207	2.50
	ベルギー	233,733,013	0.63
	スウェーデン	3,541,613,064	9.52
	ノルウェー	3,294,247,602	8.85
	デンマーク	66,903,884	0.18
	小計	28,322,153,015	76.13
地方債証券	カナダ	279,524,581	0.75
	ドイツ	34,792,823	0.09
	ベルギー	105,782,611	0.28
	小計	420,100,015	1.13
特殊債券	日本	16,994,836	0.05
	アメリカ	92,455,408	0.25
	フランス	931,587,531	2.50
	オランダ	184,066,771	0.49
	国際機関	1,762,329,364	4.74
	小計	2,987,433,910	8.03
社債券	日本	61,597,325	0.17
	アメリカ	2,437,660,735	6.55
	ドイツ	169,744,912	0.46
	イタリア	36,585,502	0.10
	フランス	495,369,869	1.33
	オーストラリア	67,123,959	0.18
	イギリス	415,613,414	1.12
	スイス	253,287,399	0.68
	オランダ	85,868,820	0.23
	スペイン	122,613,831	0.33
	ルクセンブルク	43,299,130	0.12
	アイルランド	43,089,731	0.12
	ジャージー	17,352,507	0.05
	小計	4,249,207,134	11.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	1,224,284,047	3.29
合計（純資産総額）	－	37,203,178,121	100.00

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

（2023年12月29日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド	6,531,000,998	1.4838	9,691,303,064	1.5120	9,874,873,508	100.04

種類別及び業種別投資比率

（2023年12月29日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

（2023年12月29日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド	4,328,839,297	2.7305	11,820,154,335	2.7289	11,812,969,557	100.04

種類別及び業種別投資比率

（2023年12月29日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

＜世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド＞

（2023年12月29日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	日本	国債証券	第1187回国庫短期証券	3,590,900,000	100.02	3,591,682,816	100.00	3,591,083,135	－	2024/1/15	13.25
2	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVT 2.5%	182,610,000	1,411.56	2,577,653,154	1,413.25	2,580,742,065	2.5	2025/5/12	9.52
3	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERN 1.5%	170,130,000	1,331.02	2,264,479,082	1,332.62	2,267,193,950	1.5	2026/2/19	8.36
4	日本	国債証券	第1194回国庫短期証券	2,220,850,000	100.03	2,221,582,880	100.02	2,221,296,390	－	2024/2/19	8.20
5	日本	国債証券	第444回利付国債（2年）	1,096,950,000	100.02	1,097,235,207	100.03	1,097,322,963	0.005	2025/1/1	4.05
6	日本	国債証券	第182回利付国債（20年）	975,000,000	94.48	921,219,000	96.12	937,189,500	1.1	2042/9/20	3.46
7	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT 2.25%	7,550,000	10,162.06	767,235,711	10,275.52	775,801,935	2.25	2029/6/1	2.86
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.875%	6,750,000	9,837.24	664,013,710	10,273.81	693,482,217	1.875	2041/2/15	2.56
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.875%	4,070,000	11,973.55	487,323,669	12,226.18	497,605,900	1.875	2032/2/15	1.84
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25%	4,550,000	10,440.01	475,020,803	10,887.66	495,388,920	2.25	2041/5/15	1.83
11	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF) 0%	3,110,000	14,503.75	451,066,640	14,667.08	456,146,253	0	2027/2/25	1.68
12	国際機関	特殊債券	INTL DEVT ASSOC 0.75%	2,340,000	17,262.27	403,937,278	17,368.79	406,429,907	0.75	2024/12/12	1.50
13	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.25%	2,160,000	17,541.42	378,894,766	18,430.30	398,094,602	4.25	2046/12/7	1.47
14	フランス	特殊債券	DEXIA CREDIT LOCAL 0.25%	2,300,000	15,794.56	363,274,935	16,110.36	370,538,459	0.25	2026/12/10	1.37
15	日本	国債証券	第76回利付国債（30年）	384,050,000	93.30	358,318,650	94.30	362,166,831	1.4	2052/9/20	1.34
16	アメリカ	社債券	FORDR 2018-1 A	2,600,000	13,788.10	358,490,819	13,886.05	361,037,314	3.19	2031/7/15	1.33
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.875%	2,090,000	13,965.82	291,885,696	14,169.70	296,146,801	3.875	2029/9/30	1.09
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875%	2,030,000	13,304.31	270,077,673	13,499.33	274,036,503	2.875	2029/4/30	1.01
19	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.5%	1,380,000	18,792.12	259,331,368	19,370.98	267,319,567	4.5	2041/4/25	0.99
20	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM 0.35%	1,960,000	12,917.21	253,177,397	13,226.88	259,246,932	0.35	2032/6/22	0.96
21	カナダ	地方債証券	ONTARIO PROVINCE 2.6%	2,450,000	10,449.35	256,009,279	10,473.27	256,595,185	2.6	2025/6/2	0.95
22	イギリス	国債証券	UK TREASURY 3.5%	1,230,000	15,743.78	193,648,567	16,520.43	203,201,404	3.5	2045/1/22	0.75
23	カナダ	地方債証券	BRITISH COLUMBIA 2.85%	1,900,000	10,482.17	199,161,302	10,505.76	199,609,565	2.85	2025/6/18	0.74
24	日本	国債証券	第15回利付国債（40年）	222,000,000	78.57	174,434,280	79.28	176,017,140	1	2062/3/20	0.65
25	アメリカ	国債証券	STRIPS 0%	1,860,000	8,076.55	150,223,899	8,422.26	156,654,117	0	2036/11/15	0.58
26	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 2.25%	1,000,000	15,343.29	153,432,997	15,606.98	156,069,800	2.25	2030/3/15	0.58
27	フランス	特殊債券	CAISSE D'AMORT DETTE1.5%	1,000,000	14,175.99	141,759,903	14,491.14	144,911,476	1.5	2032/5/25	0.53
28	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 3.45%	930,000	14,280.51	132,808,749	14,978.27	139,297,968	3.45	2066/7/30	0.51
29	イギリス	社債券	MANSD 2007-1X A2 FLOAT	788,617.21	17,542.27	138,341,402	17,626.99	139,009,526	5.44925	2047/4/15	0.51
30	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 5.9%	800,000	16,911.11	135,288,914	16,999.17	135,993,401	5.9	2026/7/30	0.50

種類別及び業種別投資比率

（2023年12月29日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	73.80
地方債証券	1.91
特殊債券	5.84
社債券	12.27
合計	93.82

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

＜世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド＞

（2023年12月29日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVT 2.5%	250,600,000	1,411.56	3,537,374,079	1,413.25	3,541,613,064	2.5	2025/5/12	9.52
2	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERN 1.5%	247,200,000	1,331.02	3,290,302,881	1,332.62	3,294,247,602	1.5	2026/2/19	8.85
3	日本	国債証券	第1187回国庫短期証券	2,587,100,000	100.02	2,587,663,987	100.00	2,587,231,942	－	2024/1/15	6.95
4	日本	国債証券	第444回利付国債（2年）	1,341,950,000	100.02	1,342,298,907	100.03	1,342,406,263	0.005	2025/1/1	3.61
5	日本	国債証券	第182回利付国債（20年）	1,303,000,000	94.48	1,231,126,520	96.12	1,252,469,660	1.1	2042/9/20	3.37
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625%	8,980,000	12,863.31	1,155,125,798	12,978.55	1,165,474,069	0.625	2026/7/31	3.13
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.875%	11,330,000	9,837.24	1,114,559,309	10,273.81	1,164,022,744	1.875	2041/2/15	3.13
8	日本	国債証券	第1194回国庫短期証券	1,074,100,000	100.03	1,074,454,452	100.02	1,074,315,893	－	2024/2/19	2.89
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.375%	7,880,000	12,981.87	1,022,971,922	13,173.56	1,038,077,265	2.375	2029/3/31	2.79
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.875%	6,790,000	12,996.28	882,447,538	13,105.97	889,895,935	0.875	2026/6/30	2.39
11	日本	国債証券	第443回利付国債（2年）	820,700,000	100.03	820,979,038	100.04	821,069,315	0.005	2024/12/1	2.21
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.75%	5,960,000	13,203.48	786,927,799	13,400.71	798,682,847	2.75	2029/5/31	2.15
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25%	6,750,000	10,440.01	704,701,191	10,887.66	734,917,629	2.25	2041/5/15	1.98
14	国際機関	特殊債券	INTERAMER DEV BK 7%	5,010,000	14,576.11	730,263,590	14,613.82	732,152,472	7	2025/6/15	1.97
15	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF) 0.75%	4,660,000	14,637.43	682,104,622	14,837.92	691,447,521	0.75	2028/2/25	1.86
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875%	4,480,700	13,304.31	596,126,616	13,499.33	604,864,710	2.875	2029/4/30	1.63
17	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI 2.8%	3,640,000	15,261.48	555,517,948	15,549.12	565,988,120	2.8	2029/6/15	1.52
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.75%	4,090,000	13,006.25	531,955,797	13,110.41	536,215,794	0.75	2026/4/30	1.44
19	日本	国債証券	第76回利付国債（30年）	513,300,000	93.30	478,908,900	94.30	484,052,166	1.4	2052/9/20	1.30
20	日本	国債証券	第439回利付国債（2年）	476,350,000	100.05	476,592,938	100.06	476,635,810	0.005	2024/8/1	1.28
21	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.25%	2,470,000	17,541.42	433,273,182	18,430.30	455,228,548	4.25	2046/12/7	1.22
22	国際機関	特殊債券	EURO STABILITY MECHA 1%	3,020,000	14,820.02	447,564,836	14,992.59	452,776,481	1	2027/6/23	1.22
23	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.5%	2,300,000	18,792.12	432,218,948	19,370.98	445,532,613	4.5	2041/4/25	1.20
24	アメリカ	社債券	FORDR 2018-1 A	2,600,000	13,788.10	358,490,819	13,886.05	361,037,314	3.19	2031/7/15	0.97
25	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG D EST 1.5%	2,340,000	15,067.38	352,576,718	15,229.90	356,379,727	1.5	2027/4/30	0.96
26	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI 0.9%	2,370,000	13,047.66	309,229,577	13,377.44	317,045,555	0.9	2031/4/1	0.85
27	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT 2.25%	2,920,000	10,162.06	296,732,222	10,275.52	300,045,251	2.25	2029/6/1	0.81
28	日本	国債証券	第15回利付国債（40年）	344,000,000	78.57	270,294,560	79.28	272,747,280	1	2062/3/20	0.73
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.125%	2,970,000	8,707.03	258,598,861	9,119.22	270,841,005	1.125	2040/8/15	0.73
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.25%	2,130,000	12,522.03	266,719,405	12,691.56	270,330,417	1.25	2028/4/30	0.73

種類別及び業種別投資比率

（2023年12月29日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	76.13
地方債証券	1.13
特殊債券	8.03
社債券	11.42
合計	96.71

（注） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

（2023年12月29日現在）

該当事項はありません。

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

（2023年12月29日現在）

該当事項はありません。

参考情報

＜世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド＞

（2023年12月29日現在）

該当事項はありません。

＜世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド＞

（2023年12月29日現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

（2023年12月29日現在）

該当事項はありません。

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

（2023年12月29日現在）

該当事項はありません。

参考情報

＜世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド＞

有価証券先物取引等

（2023年12月29日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額金額	評価額金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	日本	大阪証券取引所	長期国債標準物先物	売建	21	日本円	3,050,249,218	3,050,249,218	3,080,910,000	3,080,910,000	△11.37
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10U 2403	買建	41	米ドル	4,744,441.3	672,904,109	4,842,484.37	686,809,558	2.53
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 2403	買建	377	米ドル	42,045,777.71	5,963,352,653	42,559,765.57	6,036,251,551	22.27
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 2403	買建	108	米ドル	22,168,534.38	3,144,163,231	22,225,218.72	3,152,202,771	11.63
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 30Y 2403	売建	11	米ドル	1,424,025.24	201,969,500	1,475,375	209,252,436	△0.77
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 2403	買建	361	米ドル	38,940,114.07	5,522,876,378	39,236,187.5	5,564,868,473	20.53
	カナダ	モントリオール取引所	MON 10Y 2403	売建	55	カナダドル	6,728,112.68	721,522,804	6,828,250	732,261,530	△2.70
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL 2403	買建	48	ユーロ	5,676,480	891,888,538	5,743,680	902,447,002	3.33
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BTP 2403	買建	29	ユーロ	3,390,390	532,698,076	3,487,830	548,007,849	2.02
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 2403	買建	19	ユーロ	2,570,300.02	403,845,540	2,627,890	412,894,077	1.52
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUXL 2403	売建	10	ユーロ	1,380,954.28	216,975,535	1,443,400	226,787,008	△0.84
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	FBTS 2403	買建	15	ユーロ	1,591,050	249,985,776	1,601,700	251,659,104	0.93
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	OAT 2403	買建	15	ユーロ	1,944,585.72	305,533,308	1,989,000	312,511,680	1.15
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SCHATZ 2403	売建	166	ユーロ	17,633,503.57	2,770,576,081	17,697,260	2,780,593,491	△10.26
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y 2403	買建	60	オーストラリアドル	6,812,058.74	660,360,973	7,035,127.8	681,985,288	2.52
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE3Y 2403	買建	31	オーストラリアドル	3,285,047.09	318,452,465	3,316,162.07	321,468,751	1.19
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	GILT 2403	買建	29	英ポンド	2,879,349.17	520,240,807	2,998,020	541,682,253	2.00

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額金額	評価額金額（円）	投資比率（%）
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	CME 3MO SOFR	買建	20	米ドル	4,747,696.4	673,365,781	4,750,250	673,727,958	2.49
	アメリカ	シカゴ商業取引所	CME 3MO SOFR	買建	21	米ドル	5,007,743.02	710,248,193	5,011,912.5	710,839,550	2.62
	アメリカ	シカゴ商業取引所	CME 3MO SOFR	買建	20	米ドル	4,789,658.9	679,317,321	4,793,750	679,897,562	2.51
	アメリカ	シカゴ商業取引所	CME 3MO SOFR	買建	20	米ドル	4,808,071.4	681,928,766	4,811,750	682,450,502	2.52
	アメリカ	シカゴ商業取引所	CME 3MO SOFR	買建	20	米ドル	4,823,408.9	684,104,084	4,827,000	684,613,410	2.53
	アメリカ	シカゴ商業取引所	CME 3MO SOFR	買建	20	米ドル	4,833,583.9	685,547,206	4,837,500	686,102,625	2.53
	アメリカ	シカゴ商業取引所	CME 3MO SOFR	買建	20	米ドル	4,838,846.4	686,293,585	4,843,000	686,882,690	2.53
	アメリカ	シカゴ商業取引所	CME 3MO SOFR	買建	20	米ドル	4,840,345.09	686,506,144	4,845,000	687,166,350	2.54
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	ICE 3M SONIA	買建	16	英ポンド	3,796,817.76	686,009,033	3,799,000	686,403,320	2.53
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	ICE 3M SONIA	買建	16	英ポンド	3,811,167.76	688,601,791	3,820,800	690,342,144	2.55
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	ICE 3M SONIA	買建	16	英ポンド	3,826,355.26	691,345,868	3,841,000	693,991,880	2.56
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	ICE 3M SONIA	買建	16	英ポンド	3,839,292.76	693,683,416	3,855,800	696,665,944	2.57
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	ICE 3M SONIA	買建	16	英ポンド	3,849,142.76	695,463,114	3,866,400	698,581,152	2.58
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	ICE 3M SONIA	買建	16	英ポンド	3,856,280.26	696,752,717	3,874,200	699,990,456	2.58
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	ICE 3M SONIA	買建	16	英ポンド	3,860,717.76	697,554,485	3,878,800	700,821,584	2.59
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	ICE 3M SONIA	買建	16	英ポンド	3,867,123.68	698,711,907	3,881,200	701,255,216	2.59
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	3M EURIBOR	売建	36	ユーロ	8,669,494.27	1,362,150,939	8,675,100	1,363,031,712	△5.03
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	3M EURIBOR	売建	36	ユーロ	8,715,594.27	1,369,394,172	8,724,150	1,370,738,448	△5.06
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	3M EURIBOR	売建	36	ユーロ	8,752,831.77	1,375,244,928	8,767,350	1,377,526,032	△5.08
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	3M EURIBOR	売建	36	ユーロ	8,779,894.27	1,379,496,988	8,797,950	1,382,333,904	△5.10
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	3M EURIBOR	売建	36	ユーロ	8,798,669.27	1,382,446,916	8,818,650	1,385,586,288	△5.11
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	3M EURIBOR	売建	36	ユーロ	8,809,281.77	1,384,114,352	8,830,350	1,387,424,592	△5.12
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	3M EURIBOR	売建	36	ユーロ	8,813,631.77	1,384,797,824	8,834,400	1,388,060,928	△5.12
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	3M EURIBOR	売建	36	ユーロ	8,813,627.84	1,384,797,206	8,833,950	1,387,990,224	△5.12

（注１） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２） 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

＜世界債券オープンＢコース（為替ヘッジなし）マザーファンド＞

有価証券先物取引等

（2023年12月29日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額金額	評価額金額（円）	投資比率（%）
債券先物取引	日本	大阪証券取引所	長期国債標準物先物	売建	29	日本円	4,210,019,609	4,210,019,609	4,254,590,000	4,254,590,000	△11.44
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10U 2403	買建	104	米ドル	12,025,000	1,705,505,750	12,283,375	1,742,151,076	4.68
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 2403	買建	524	米ドル	58,436,152.49	8,287,999,508	59,154,687.45	8,389,909,321	22.55
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 2403	買建	30	米ドル	6,163,310.68	874,142,353	6,173,671.85	875,611,878	2.35
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 2403	売建	11	米ドル	1,325,529.28	187,999,818	1,376,375	195,211,266	△0.52
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 30Y 2403	売建	11	米ドル	1,399,802.55	198,533,995	1,475,375	209,252,436	△0.56
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 2403	買建	321	米ドル	34,668,792.81	4,917,074,884	34,888,687.5	4,948,262,548	13.30
	カナダ	モントリオール取引所	MON 10Y 2403	売建	28	カナダドル	3,425,105.35	367,308,298	3,476,200	372,787,688	△1.00
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL 2403	売建	2	ユーロ	238,597.14	37,488,382	239,320	37,601,958	△0.10
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BTP 2403	買建	25	ユーロ	2,922,750	459,222,480	3,006,750	472,420,560	1.27
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 2403	買建	37	ユーロ	5,005,868.6	786,522,074	5,117,470	804,056,886	2.16
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUXL 2403	売建	3	ユーロ	414,675.71	65,153,847	433,020	68,036,102	△0.18
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	FBTS 2403	買建	40	ユーロ	4,242,800	666,628,736	4,271,200	671,090,944	1.80
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	OAT 2403	買建	22	ユーロ	2,852,068.58	448,117,015	2,917,200	458,350,464	1.23
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SCHATZ 2403	売建	303	ユーロ	32,186,328.57	5,057,115,944	32,302,830	5,075,420,650	△13.64
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y 2403	買建	65	オーストラリアドル	7,379,715.04	715,389,575	7,621,388.45	738,817,396	1.99
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE3Y 2403	買建	85	オーストラリアドル	9,007,387.18	873,176,113	9,092,702.45	881,446,575	2.37
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	GILT 2403	買建	63	英ポンド	6,224,072.62	1,124,565,441	6,512,940	1,176,757,999	3.16

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額金額	評価額金額（円）	投資比率（%）
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	CME 3MO SOFR	買建	27	米ドル	6,409,412.64	909,046,995	6,412,837.5	909,532,743	2.44
	アメリカ	シカゴ商業取引所	CME 3MO SOFR	買建	27	米ドル	6,439,107.96	913,258,682	6,443,887.5	913,936,564	2.46
	アメリカ	シカゴ商業取引所	CME 3MO SOFR	買建	27	米ドル	6,466,112.64	917,088,755	6,471,562.5	917,861,709	2.47
	アメリカ	シカゴ商業取引所	CME 3MO SOFR	買建	27	米ドル	6,490,975.14	920,615,004	6,495,862.5	921,308,178	2.48
	アメリカ	シカゴ商業取引所	CME 3MO SOFR	買建	27	米ドル	6,511,675.14	923,550,886	6,516,450	924,228,104	2.48
	アメリカ	シカゴ商業取引所	CME 3MO SOFR	買建	27	米ドル	6,525,400.14	925,497,502	6,530,625	926,238,544	2.49
	アメリカ	シカゴ商業取引所	CME 3MO SOFR	買建	27	米ドル	6,532,487.64	926,502,722	6,538,050	927,291,632	2.49
	アメリカ	シカゴ商業取引所	CME 3MO SOFR	買建	27	米ドル	6,534,494.88	926,787,408	6,540,750	927,674,572	2.49
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	ICE 3M SONIA	買建	20	英ポンド	4,746,275.16	857,556,996	4,748,750	858,004,150	2.31
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	ICE 3M SONIA	買建	20	英ポンド	4,764,700.16	860,886,025	4,776,000	862,927,680	2.32
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	ICE 3M SONIA	買建	20	英ポンド	4,784,150.16	864,400,251	4,801,250	867,489,850	2.33
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	ICE 3M SONIA	買建	20	英ポンド	4,800,637.66	867,379,212	4,819,750	870,832,430	2.34
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	ICE 3M SONIA	買建	20	英ポンド	4,813,075.16	869,626,420	4,833,000	873,226,440	2.35
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	ICE 3M SONIA	買建	20	英ポンド	4,822,075.16	871,252,540	4,842,750	874,988,070	2.35
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	ICE 3M SONIA	買建	20	英ポンド	4,827,587.66	872,248,538	4,848,500	876,026,980	2.35
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	ICE 3M SONIA	買建	20	英ポンド	4,835,167.1	873,617,992	4,851,500	876,569,020	2.36
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	3M EURIBOR	売建	47	ユーロ	11,318,266.05	1,778,325,962	11,325,825	1,779,513,624	△4.78
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	3M EURIBOR	売建	47	ユーロ	11,379,066.05	1,787,878,858	11,389,862.5	1,789,575,196	△4.81
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	3M EURIBOR	売建	47	ユーロ	11,428,003.55	1,795,567,918	11,446,262.5	1,798,436,764	△4.83
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	3M EURIBOR	売建	47	ユーロ	11,463,716.05	1,801,179,066	11,486,212.5	1,804,713,708	△4.85
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	3M EURIBOR	売建	47	ユーロ	11,488,366.05	1,805,052,074	11,513,237.5	1,808,959,876	△4.86
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	3M EURIBOR	売建	47	ユーロ	11,502,278.55	1,807,238,006	11,528,512.5	1,811,359,884	△4.87
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	3M EURIBOR	売建	48	ユーロ	11,752,453.55	1,846,545,502	11,779,200	1,850,747,904	△4.97
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	3M EURIBOR	売建	47	ユーロ	11,508,225.93	1,808,172,458	11,533,212.5	1,812,098,348	△4.87

（注１） 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２） 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

2023年12月29日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
第１計算期間末　（2015年12月７日）	3,931	3,931	0.9974	0.9974
第２計算期間末　（2016年12月６日）	6,912	6,912	1.0157	1.0157
第３計算期間末　（2017年12月６日）	6,240	6,240	1.0219	1.0219
第４計算期間末　（2018年12月６日）	8,080	8,080	0.9970	0.9970
第５計算期間末　（2019年12月６日）	6,949	6,949	1.0565	1.0565
第６計算期間末　（2020年12月７日）	8,579	8,579	1.1174	1.1174
第７計算期間末　（2021年12月６日）	12,399	12,399	1.0986	1.0986
第８計算期間末　（2022年12月６日）	11,214	11,214	0.9401	0.9401
第９計算期間末　（2023年12月６日）	10,153	10,153	0.8928	0.8928
2022年12月末日	10,875	－	0.9207	－
2023年１月末日	11,090	－	0.9321	－
２月末日	11,082	－	0.9143	－
３月末日	11,244	－	0.9293	－
４月末日	11,111	－	0.9264	－
５月末日	10,639	－	0.9156	－
６月末日	10,386	－	0.9059	－
７月末日	10,332	－	0.8999	－
８月末日	10,134	－	0.8923	－
９月末日	10,028	－	0.8729	－
10月末日	9,940	－	0.8636	－
11月末日	10,134	－	0.8878	－
12月末日	9,870	－	0.9094	－

（注）　表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢ為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

2023年12月29日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
第１計算期間末　（2015年12月７日）	6,592	6,592	1.0193	1.0193
第２計算期間末　（2016年12月６日）	8,421	8,421	0.9673	0.9673
第３計算期間末　（2017年12月６日）	6,190	6,190	1.0065	1.0065
第４計算期間末　（2018年12月６日）	6,051	6,051	0.9781	0.9781
第５計算期間末　（2019年12月６日）	6,587	6,587	1.0147	1.0147
第６計算期間末　（2020年12月７日）	8,443	8,443	1.0675	1.0675
第７計算期間末　（2021年12月６日）	11,021	11,021	1.1030	1.1030
第８計算期間末　（2022年12月６日）	13,130	13,130	1.0938	1.0938
第９計算期間末　（2023年12月６日）	11,637	11,637	1.1642	1.1642
2022年12月末日	12,560	－	1.0509	－
2023年１月末日	12,117	－	1.0598	－
２月末日	12,278	－	1.0732	－
３月末日	12,437	－	1.0856	－
４月末日	12,423	－	1.0924	－
５月末日	12,633	－	1.1134	－
６月末日	11,445	－	1.1452	－
７月末日	11,287	－	1.1205	－
８月末日	11,632	－	1.1454	－
９月末日	11,534	－	1.1346	－
10月末日	11,358	－	1.1273	－
11月末日	11,637	－	1.1608	－
12月末日	11,808	－	1.1624	－

（注）　表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

期	期間	１口当たりの分配金（円）
第１計算期間	2015年３月12日～2015年12月７日	0.0000
第２計算期間	2015年12月８日～2016年12月６日	0.0000
第３計算期間	2016年12月７日～2017年12月６日	0.0000
第４計算期間	2017年12月７日～2018年12月６日	0.0000
第５計算期間	2018年12月７日～2019年12月６日	0.0000
第６計算期間	2019年12月７日～2020年12月７日	0.0000
第７計算期間	2020年12月８日～2021年12月６日	0.0000
第８計算期間	2021年12月７日～2022年12月６日	0.0000
第９計算期間	2022年12月７日～2023年12月６日	0.0000

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

期	期間	１口当たりの分配金（円）
第１計算期間	2015年３月12日～2015年12月７日	0.0000
第２計算期間	2015年12月８日～2016年12月６日	0.0000
第３計算期間	2016年12月７日～2017年12月６日	0.0000
第４計算期間	2017年12月７日～2018年12月６日	0.0000
第５計算期間	2018年12月７日～2019年12月６日	0.0000
第６計算期間	2019年12月７日～2020年12月７日	0.0000
第７計算期間	2020年12月８日～2021年12月６日	0.0000
第８計算期間	2021年12月７日～2022年12月６日	0.0000
第９計算期間	2022年12月７日～2023年12月６日	0.0000

③【収益率の推移】

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

期	期間	収益率（％）
第１計算期間	2015年３月12日～2015年12月７日	△0.3
第２計算期間	2015年12月８日～2016年12月６日	1.8
第３計算期間	2016年12月７日～2017年12月６日	0.6
第４計算期間	2017年12月７日～2018年12月６日	△2.4
第５計算期間	2018年12月７日～2019年12月６日	6.0
第６計算期間	2019年12月７日～2020年12月７日	5.8
第７計算期間	2020年12月８日～2021年12月６日	△1.7
第８計算期間	2021年12月７日～2022年12月６日	△14.4
第９計算期間	2022年12月７日～2023年12月６日	△5.0

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

期	期間	収益率（％）
第１計算期間	2015年３月12日～2015年12月７日	1.9
第２計算期間	2015年12月８日～2016年12月６日	△5.1
第３計算期間	2016年12月７日～2017年12月６日	4.1
第４計算期間	2017年12月７日～2018年12月６日	△2.8
第５計算期間	2018年12月７日～2019年12月６日	3.7
第６計算期間	2019年12月７日～2020年12月７日	5.2
第７計算期間	2020年12月８日～2021年12月６日	3.3
第８計算期間	2021年12月７日～2022年12月６日	△0.8
第９計算期間	2022年12月７日～2023年12月６日	6.4

（４）【設定及び解約の実績】

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第１計算期間	2015年３月12日～2015年12月７日	4,033,065,030	91,736,301	3,941,328,729
第２計算期間	2015年12月８日～2016年12月６日	4,853,975,978	1,989,644,497	6,805,660,210
第３計算期間	2016年12月７日～2017年12月６日	5,338,117,153	6,037,512,778	6,106,264,585
第４計算期間	2017年12月７日～2018年12月６日	4,809,840,258	2,811,133,292	8,104,971,551
第５計算期間	2018年12月７日～2019年12月６日	2,971,120,273	4,498,411,056	6,577,680,768
第６計算期間	2019年12月７日～2020年12月７日	3,700,445,065	2,599,897,521	7,678,228,312
第７計算期間	2020年12月８日～2021年12月６日	5,474,807,841	1,866,868,807	11,286,167,346
第８計算期間	2021年12月７日～2022年12月６日	3,203,135,929	2,559,380,453	11,929,922,822
第９計算期間	2022年12月７日～2023年12月６日	1,803,729,155	2,360,897,457	11,372,754,520

(注)　設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第１計算期間	2015年３月12日～2015年12月７日	6,755,207,919	286,948,551	6,468,259,368
第２計算期間	2015年12月８日～2016年12月６日	3,574,815,725	1,337,023,508	8,706,051,585
第３計算期間	2016年12月７日～2017年12月６日	2,968,690,331	5,524,013,889	6,150,728,027
第４計算期間	2017年12月７日～2018年12月６日	3,089,860,542	3,053,787,735	6,186,800,834
第５計算期間	2018年12月７日～2019年12月６日	2,277,790,148	1,972,216,417	6,492,374,565
第６計算期間	2019年12月７日～2020年12月７日	3,117,697,433	1,700,731,194	7,909,340,804
第７計算期間	2020年12月８日～2021年12月６日	4,544,128,341	2,461,131,362	9,992,337,783
第８計算期間	2021年12月７日～2022年12月６日	4,104,360,229	2,091,868,889	12,004,829,123
第９計算期間	2022年12月７日～2023年12月６日	1,478,134,701	3,486,356,351	9,996,607,473

(注)　設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

（参考）運用実績

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2023年12月29日現在

Aコース

基準価額・純資産の推移

2015年3月12日(設定日)～2023年12月29日

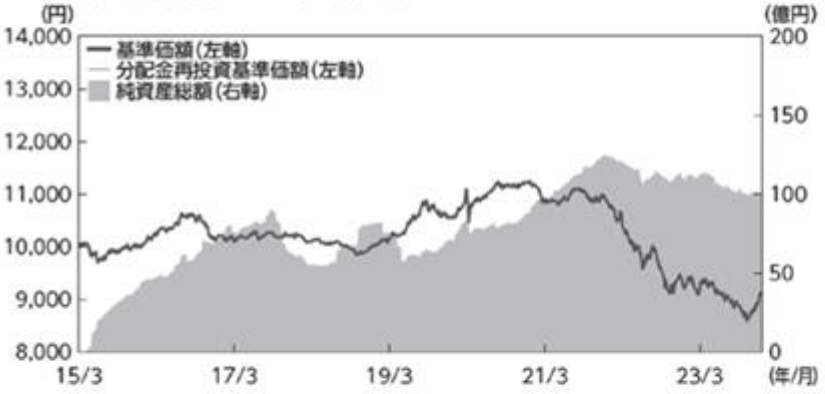

基準価額・純資産総額

基準価額	9,094円
純資産総額	98.7億円

期間別騰落率
(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	2.43%
3ヵ月	4.18%
6ヵ月	0.39%
1年	-1.23%
3年	-18.95%
5年	-9.08%
設定来	-9.06%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	19/12/6	20/12/7	21/12/6	22/12/6	23/12/6	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

	銘柄名	償還日	格付け(注)	クーポン	比率
1	第1187回国庫短期証券	2024/ 1 /15	A+/A1	0.000%	13.3%
2	スウェーデン国債	2025/ 5 /12	AAA/Aaa	2.500%	9.5%
3	ノルウェー国債	2026/ 2 /19	AAA/Aaa	1.500%	8.4%
4	第1194回国庫短期証券	2024/ 2 /19	A+/A1	0.000%	8.2%
5	第444回利付国債(2年)	2025/ 1 / 1	A+/A1	0.005%	4.1%
6	第182回利付国債(20年)	2042/ 9 /20	A+/A1	1.100%	3.5%
7	カナダ国債	2029/ 6 / 1	AAA/Aaa	2.250%	2.9%
8	アメリカ国債	2041/ 2 /15	AA+/Aaa	1.875%	2.6%
9	アメリカ国債	2032/ 2 /15	AA+/Aaa	1.875%	1.8%
10	アメリカ国債	2041/ 5 /15	AA+/Aaa	2.250%	1.8%

(注)上記格付けは、S&P(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。
NAは格付け機関からの開示がないことを表しています。

年間収益率の推移

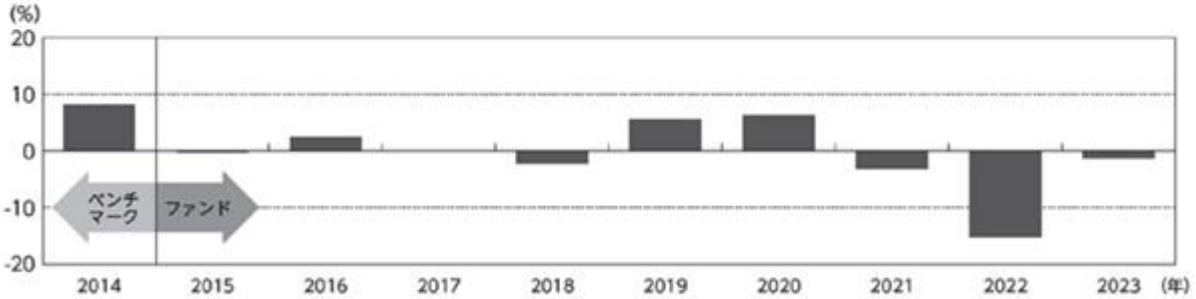

●本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
●2015年は設定日(3月12日)から年末までの収益率を表示しています。
●2014年はベンチマークの収益率を表示しています。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2023年12月29日現在

Bコース

基準価額・純資産の推移

2015年3月12日(設定日)～2023年12月29日

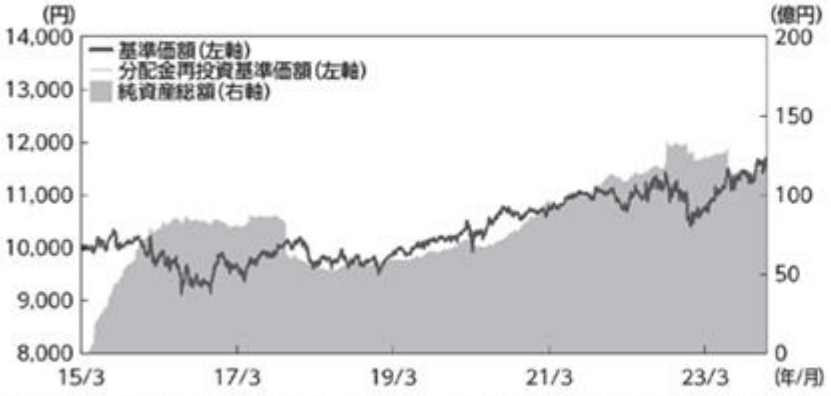

基準価額・純資産総額

基準価額	11,624円
純資産総額	118.1億円

期間別騰落率
(分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	0.14%
3ヵ月	2.45%
6ヵ月	1.50%
1年	10.61%
3年	8.45%
5年	19.84%
設定来	16.24%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	19/12/6	20/12/7	21/12/6	22/12/6	23/12/6	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

	銘柄名	償還日	格付け(注)	クーポン	比率
1	スウェーデン国債	2025/ 5 /12	AAA/Aaa	2.500%	9.5%
2	ノルウェー国債	2026/ 2 /19	AAA/Aaa	1.500%	8.9%
3	第1187回国庫短期証券	2024/ 1 /15	A+/A1	0.000%	7.0%
4	第444回利付国債(2年)	2025/ 1 / 1	A+/A1	0.005%	3.6%
5	第182回利付国債(20年)	2042/ 9 /20	A+/A1	1.100%	3.4%
6	アメリカ国債	2026/ 7 /31	AA+/Aaa	0.625%	3.1%
7	アメリカ国債	2041/ 2 /15	AA+/Aaa	1.875%	3.1%
8	第1194回国庫短期証券	2024/ 2 /19	A+/A1	0.000%	2.9%
9	アメリカ国債	2029/ 3 /31	AA+/Aaa	2.375%	2.8%
10	アメリカ国債	2026/ 6 /30	AA+/Aaa	0.875%	2.4%

(注)上記格付けは、S&P(左)とムーディーズ(右)の格付けを表記しています。
NAIは格付け機関からの開示がないことを表しています。

年間収益率の推移

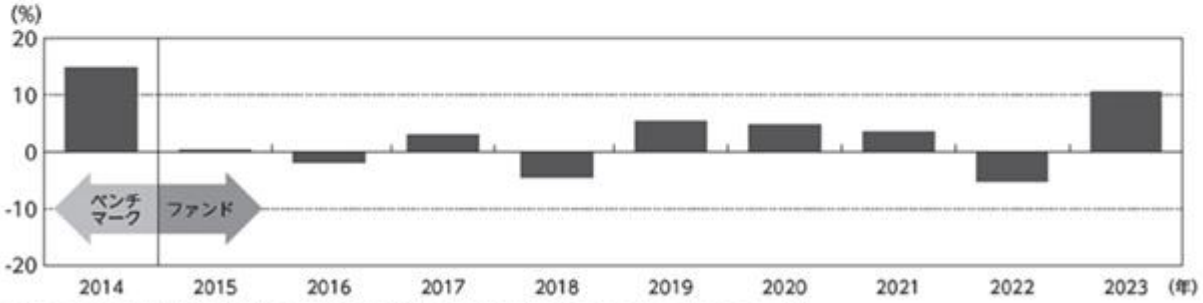

●本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
●2015年は設定日(3月12日)から年末までの収益率を表示しています。
●2014年はベンチマークの収益率を表示しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。本ファンドは、セパレートリー・マネージド・アカウント（以下「ＳＭＡ」といいます。）に係る契約＊に基づいて、ＳＭＡ取引口座の資金を運用するためのファンドです。

受益権の取得申込者は、販売会社にＳＭＡ取引口座を開設した者等に限るものとします。

＊　当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

(2) お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日＊１受付けます。毎営業日の午後３時＊２までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

＊１　英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受付けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、「ロンドンまたはニューヨークの休業日」においてもこれを受付けるものとします。

＊２　販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(3) 受益権の取得申込みを行う投資者は、本ファンドの取得申込みに際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によって名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

(4) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「ＥＷ世債Ａ」および「ＥＷ世債Ｂ」）。

(5) お買付単位は、１円以上１円単位とします。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、１口の整数倍をもって申込みに応じます。

(6) お買付代金は、取得申込日から起算して５営業日目までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

２【換金（解約）手続等】

(1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日＊１受付けます。毎営業日の午後３時＊２までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

＊１「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

＊２　販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金の単位は、１口単位とします。

(3) ご換金価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取り額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。詳しくは、「第１ファンドの状況　４ 手数料等及び税金　(5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「ＥＷ世債Ａ」および「ＥＷ世債Ｂ」）。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として５営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設ける場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 委託会社および販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合等を含みます。）があると判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。この場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記(3)に準じて計算された価額とします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

本ファンド１万口当りの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の１万口当たりの金額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話　　：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「EW世債A」および「EW世債B」）。

委託会社は、年１回（12月）の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2015年3月12日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5)その他　ａ．信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（４）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年12月7日から翌年12月6日までとすることを原則とします。なお、第１計算期間は2015年3月12日から2015年12月７日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（５）【その他】

ａ．信託の終了

① 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各コースそれぞれについて、この信託にかかる受益権の総口数が26億口を下回ることとなった場合には、当該コースについて、受託銀行と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。

② 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託会社は、①および②の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ ③の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本④および下記ｂ.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ ③の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥ ③から⑤までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには

適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、③から⑤までに規定する信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

⑦ 監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記ｂ．に記載する受益者の書面決議による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記ｂ．に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

ｂ．約款変更等

① 委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本ｂ．「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託会社は、①の事項(①の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ ②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ ②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ ①から⑥までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

ｃ．反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が本ファンドの一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記ａ．に規定する信託契約の解約または上記ｂ．に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、法令に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ｄ．関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。**ｅ．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い**

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

ｆ．信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

(a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
(b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
(c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
(d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

(a) 信託財産の保存に係る業務
(b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
(c) 委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
(d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

ｇ．混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本ｇ．において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

ｈ．信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

ｉ．一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

ｊ．再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

４【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として５営業日までに、販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第２　管理及び運営　２ 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として５営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については交付開始前までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって、委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第２ 管理及び運営　２ 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第３【ファンドの経理状況】

(1) ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け)及びゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢ為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

(2) A限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け)及びＢ為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け)は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第９期計算期間（2022年12月７日から2023年12月６日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け)】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第８期 （2022年12月６日現在）	第９期 （2023年12月６日現在）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,252,144,738	10,188,360,680
未収入金	11,978,010	14,194,881
流動資産合計	11,264,122,748	10,202,555,561
資産合計	11,264,122,748	10,202,555,561
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,978,010	14,194,881
未払受託者報酬	2,430,138	2,252,401
未払委託者報酬	33,414,337	30,970,489
その他未払費用	1,437,909	1,325,735
流動負債合計	49,260,394	48,743,506
負債合計	49,260,394	48,743,506
純資産の部		
元本等		
元本	11,929,922,822	11,372,754,520
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△715,060,468	△1,218,942,465
（分配準備積立金）	462,878,497	515,351,430
元本等合計	11,214,862,354	10,153,812,055
純資産合計	11,214,862,354	10,153,812,055
負債純資産合計	11,264,122,748	10,202,555,561

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第８期 自　2021年12月７日 至　2022年12月６日	第９期 自　2022年12月７日 至　2023年12月６日
営業収益		
有価証券売買等損益	△1,752,386,285	△476,437,197
営業収益合計	△1,752,386,285	△476,437,197
営業費用		
受託者報酬	5,058,943	4,686,709
委託者報酬	69,560,311	64,442,229
その他費用	2,723,464	2,606,155
営業費用合計	77,342,718	71,735,093
営業利益又は営業損失（△）	△1,829,729,003	△548,172,290
経常利益又は経常損失（△）	△1,829,729,003	△548,172,290
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,829,729,003	△548,172,290
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△224,538,172	△70,489,101
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,113,263,312	△715,060,468
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,785,077	145,920,194
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	145,920,194
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,785,077	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	234,918,026	172,119,002
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	234,918,026	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	172,119,002
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△715,060,468	△1,218,942,465

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第８期 自　2021年12月７日 至　2022年12月６日	第９期 自　2022年12月７日 至　2023年12月６日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第８期 （2022年12月６日現在）	第９期 （2023年12月６日現在）
１．元本の推移		
期首元本額	11,286,167,346円	11,929,922,822円
期中追加設定元本額	3,203,135,929円	1,803,729,155円
期中一部解約元本額	2,559,380,453円	2,360,897,457円
２．受益権の総数	11,929,922,822口	11,372,754,520口
３．元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は715,060,468円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,218,942,465円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第８期 自　2021年12月７日 至　2022年12月６日	第９期 自　2022年12月７日 至　2023年12月６日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	87,016,315円	137,164,804円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	979,467,131円	999,697,590円
分配準備積立金額	375,862,182円	378,186,626円
本ファンドの分配対象収益額	1,442,345,628円	1,515,049,020円
本ファンドの期末残存口数	11,929,922,822口	11,372,754,520口
10,000口当たり収益分配対象額	1,208円	1,332円
10,000口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

（注）　上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	第８期 自　2021年12月７日 至　2022年12月６日	第９期 自　2022年12月７日 至　2023年12月６日
１．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	第８期 自　2021年12月７日 至　2022年12月６日	第９期 自　2022年12月７日 至　2023年12月６日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
２．時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第８期 （2022年12月６日現在） 当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	第９期 （2023年12月６日現在） 当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	△1,479,300,932	△372,717,915
合計	△1,479,300,932	△372,717,915

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

区分	第８期 （2022年12月６日現在）	第９期 （2023年12月６日現在）
１口当たり純資産額	0.9401円	0.8928円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

①　有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	世界債券オープンＡコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド	6,866,397,547	10,188,360,680	—
合計		—	6,866,397,547	10,188,360,680	—

②　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢ為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け)】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第８期 （2022年12月６日現在）	第９期 （2023年12月６日現在）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	13,172,197,079	11,676,792,785
未収入金	30,321,654	16,707,320
流動資産合計	13,202,518,733	11,693,500,105
資産合計	13,202,518,733	11,693,500,105
負債の部		
流動負債		
未払解約金	30,321,654	16,707,320
未払受託者報酬	2,722,712	2,566,733
未払委託者報酬	37,437,252	35,292,561
その他未払費用	1,355,762	1,360,493
流動負債合計	71,837,380	55,927,107
負債合計	71,837,380	55,927,107
純資産の部		
元本等		
元本	12,004,829,123	9,996,607,473
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,125,852,230	1,640,965,525
（分配準備積立金）	581,070,120	917,303,893
元本等合計	13,130,681,353	11,637,572,998
純資産合計	13,130,681,353	11,637,572,998
負債純資産合計	13,202,518,733	11,693,500,105

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第８期 自　2021年12月７日 至　2022年12月６日	第９期 自　2022年12月７日 至　2023年12月６日
営業収益		
有価証券売買等損益	△79,096,424	839,829,749
営業収益合計	△79,096,424	839,829,749
営業費用		
受託者報酬	5,165,065	5,305,301
委託者報酬	71,019,505	72,947,772
その他費用	1,784,077	2,668,092
営業費用合計	77,968,647	80,921,165
営業利益又は営業損失（△）	△157,065,071	758,908,584
経常利益又は経常損失（△）	△157,065,071	758,908,584
当期純利益又は当期純損失（△）	△157,065,071	758,908,584
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△915,537	81,874,858
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,029,429,181	1,125,852,230
剰余金増加額又は欠損金減少額	469,176,729	164,523,493
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	469,176,729	164,523,493
剰余金減少額又は欠損金増加額	216,604,146	326,443,924
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	216,604,146	326,443,924
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,125,852,230	1,640,965,525

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第８期 自　2021年12月７日 至　2022年12月６日	第９期 自　2022年12月７日 至　2023年12月６日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第８期 （2022年12月６日現在）	第９期 （2023年12月６日現在）
１．元本の推移		
期首元本額	9,992,337,783円	12,004,829,123円
期中追加設定元本額	4,104,360,229円	1,478,134,701円
期中一部解約元本額	2,091,868,889円	3,486,356,351円
２．受益権の総数	12,004,829,123口	9,996,607,473口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第８期 自　2021年12月７日 至　2022年12月６日	第９期 自　2022年12月７日 至　2023年12月６日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	93,842,391円	190,209,058円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	305,400,457円
収益調整金額	1,043,087,154円	933,579,305円
分配準備積立金額	487,227,729円	421,694,378円
本ファンドの分配対象収益額	1,624,157,274円	1,850,883,198円
本ファンドの期末残存口数	12,004,829,123口	9,996,607,473口
10,000口当たり収益分配対象額	1,352円	1,851円
10,000口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

（注）　上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	第８期 自　2021年12月７日 至　2022年12月６日	第９期 自　2022年12月７日 至　2023年12月６日
１．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	第８期 自　2021年12月７日 至　2022年12月６日	第９期 自　2022年12月７日 至　2023年12月６日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
２．時価の算定方法	(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第８期 （2022年12月６日現在） 当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	第９期 （2023年12月６日現在） 当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	△59,378,610	765,641,352
合計	△59,378,610	765,641,352

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

区分	第８期 （2022年12月６日現在）	第９期 （2023年12月６日現在）
１口当たり純資産額	1.0938円	1.1642円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

①　有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	世界債券オープンＢコース（為替ヘッジなし）マザーファンド	4,274,395,192	11,676,792,785	—
合計		—	4,274,395,192	11,676,792,785	—

②　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

A限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け)は、「世界債券オープンＡコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区分	注記番号	（2022年12月６日現在）	（2023年12月６日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		－	18,369,254
金銭信託		434,912,259	－
コール・ローン		1,443,734,874	250,728,200
国債証券		20,997,335,530	21,488,914,011
地方債証券		589,596,524	519,303,696
特殊債券		1,838,919,546	1,577,056,614
社債券		3,870,982,085	3,360,575,451
派生商品評価勘定		958,242,301	423,425,056
未収入金		1,055,622,235	－
未収利息		99,319,284	113,838,968
前払費用		14,071,708	66,689,775
差入委託証拠金		205,316,291	220,871,078
流動資産合計		31,508,052,637	28,039,772,103
資産合計		31,508,052,637	28,039,772,103
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		526,912,632	540,394,375
前受金		44,887	－
未払金		1,123,865,943	83,421,784
未払解約金		20,990,894	65,837,652
未払利息		3,998	558
流動負債合計		1,671,818,354	689,654,369
負債合計		1,671,818,354	689,654,369
純資産の部			
元本等			
元本		19,226,550,626	18,433,092,650
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		10,609,683,657	8,917,025,084
元本等合計		29,836,234,283	27,350,117,734
純資産合計		29,836,234,283	27,350,117,734
負債純資産合計		31,508,052,637	28,039,772,103

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自　2021年12月７日 至　2022年12月６日	自　2022年12月７日 至　2023年12月６日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 同左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	（2022年12月６日現在）	（2023年12月６日現在）
１．元本の推移		
期首元本額	16,879,763,628円	19,226,550,626円
期中追加設定元本額	6,065,763,659円	3,413,939,072円
期中一部解約元本額	3,718,976,661円	4,207,397,048円
期末元本額	19,226,550,626円	18,433,092,650円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＡ限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）	2,175,803,298円	2,116,045,326円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＡ限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ向け）	2,420,836,990円	2,565,083,183円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＡ限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	7,251,027,670円	6,866,397,547円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＣコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）	1,146,623,922円	1,118,572,303円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＡコース（限定為替ヘッジ）	5,637,099,543円	5,220,294,519円
ＲＨ世界債券オープンＡ(限定為替ヘッジ）ＶＡ（適格機関投資家専用）	595,159,203円	546,699,772円
２．受益権の総数	19,226,550,626口	18,433,092,650口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	自　2021年12月７日 至　2022年12月６日	自　2022年12月７日 至　2023年12月６日
１．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	自　2021年12月７日 至　2022年12月６日	自　2022年12月７日 至　2023年12月６日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
２．時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価格がない場合には、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を時価としております。 (3) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2022年12月６日現在）	（2023年12月６日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△245,994,086	△130,022,445
地方債証券	△5,201,917	6,154,521
特殊債券	△56,210,635	39,739,024
社債券	△162,771,145	52,819,115
合計	△470,177,783	△31,309,785

（注） 当親投資信託の計算期間は、原則として６月８日から12月７日、及び12月８日から翌年６月７日までとなっており、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）債券関連

区分	種類	（2022年12月６日現在）				（2023年12月６日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引								
	買建	7,931,923,883	－	7,961,153,418	29,229,535	13,364,959,295	－	13,491,431,381	126,472,086
	売建	3,493,460,435	－	3,510,624,505	△17,164,070	7,858,582,436	－	7,923,466,192	△64,883,756
合計		11,425,384,318	－	11,471,777,923	12,065,465	21,223,541,731	－	21,414,897,573	61,588,330

（2）通貨関連

区分	種類	（2022年12月６日現在）				（2023年12月６日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	5,074,120,901	－	4,824,431,408	△249,689,493	7,953,649,192	－	7,855,189,954	△98,459,238
	カナダドル	645,355,060	－	597,301,545	△48,053,515	1,088,130,376	－	1,077,983,862	△10,146,514
	ユーロ	1,266,449,407	－	1,250,195,703	△16,253,704	6,086,243,903	－	6,062,547,848	△23,696,055
	英ポンド	338,395,614	－	359,156,407	20,760,793	745,864,455	－	758,220,254	12,355,799
	スイスフラン	952,278,723	－	920,225,887	△32,052,836	1,387,038,100	－	1,399,251,906	12,213,806
	スウェーデンクローナ	24,636,131	－	23,620,078	△1,016,053	131,681,670	－	128,916,495	△2,765,175
	ノルウェークローネ	390,520,463	－	371,970,287	△18,550,176	441,173,868	－	428,777,543	△12,396,325
	オーストラリアドル	932,384,553	－	884,652,658	△47,731,895	913,946,961	－	915,678,016	1,731,055
	ニュージーランドドル	－	－	－	－	816,979,721	－	827,842,381	10,862,660
	売建								
	米ドル	15,756,431,282	－	15,027,827,911	728,603,371	13,837,994,844	－	13,720,589,520	117,405,324
	カナダドル	2,080,060,541	－	1,961,811,863	118,248,678	2,418,544,642	－	2,390,084,941	28,459,701
	ユーロ	4,778,418,808	－	4,798,825,391	△20,406,583	9,628,006,260	－	9,738,174,876	△110,168,616
	英ポンド	2,745,346,019	－	2,793,348,608	△48,002,589	3,007,975,852	－	3,043,739,291	△35,763,439
	スイスフラン	719,620,892	－	705,104,274	14,516,618	1,481,437,163	－	1,504,540,120	△23,102,957
	スウェーデンクローナ	301,158,468	－	299,485,955	1,672,513	3,887,241,285	－	3,933,327,890	△46,086,605
	ノルウェークローネ	214,456,582	－	211,688,703	2,767,879	2,909,071,285	－	2,885,439,636	23,631,649
	デンマーククローネ	50,429,686	－	51,259,443	△829,757	47,756,645	－	47,138,432	618,213
	オーストラリアドル	216,621,360	－	209,075,274	7,546,086	578,268,760	－	582,726,955	△4,458,195
	ニュージーランドドル	398,444,179	－	392,329,518	6,114,661	1,082,615,149	－	1,108,754,825	△26,139,676
合計		36,885,128,669	－	35,682,310,913	417,643,998	58,443,620,131	－	58,408,924,745	△185,904,588

(3) 金利関連

区分	種類	(2022年12月６日現在)				(2023年12月６日現在)			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	金利先物取引								
	買建	1,830,426,465	1,375,680,827	1,831,982,109	1,555,644	6,036,432,156	3,762,270,106	6,058,481,832	22,049,676
	売建	1,951,952,391	1,220,214,144	1,951,887,829	64,562	5,543,897,922	2,784,335,705	5,558,600,659	△14,702,737
合計		3,782,378,856	2,595,894,971	3,783,869,938	1,620,206	11,580,330,078	6,546,605,811	11,617,082,491	7,346,939

(注) 時価の算定方法

・先物取引

１．先物取引の残高表示は、契約額によっております。

２．主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

１．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

区分	(2022年12月６日現在)	(2023年12月６日現在)
１口当たり純資産額	1.5518円	1.4838円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第444回利付国債（２年）	1,096,950,000	1,097,652,048	
		第15回利付国債（40年）	222,000,000	178,112,820	
		第76回利付国債（30年）	384,050,000	365,308,360	
		第182回利付国債（20年）	975,000,000	937,764,750	
		第1187回国庫短期証券	3,590,900,000	3,591,704,361	
		第1194回国庫短期証券	1,402,650,000	1,403,118,485	
小計				7,573,660,824	
米ドル	国債証券	STRIPS 0%	1,860,000.00	1,048,865.62	
		US TREASURY N/B 1.125%	600,000.00	363,843.75	
		US TREASURY N/B 1.375%	910,000.00	738,806.25	
		US TREASURY N/B 1.375%	770,000.00	486,303.12	
		US TREASURY N/B 1.875%	4,070,000.00	3,421,343.75	
		US TREASURY N/B 1.875%	6,750,000.00	4,631,132.81	
		US TREASURY N/B 1.875%	800,000.00	481,875.00	
		US TREASURY N/B 2.25%	4,550,000.00	3,313,679.68	
		US TREASURY N/B 2.25%	470,000.00	311,007.81	
		US TREASURY N/B 2.375%	800,000.00	731,125.00	
		US TREASURY N/B 2.5%	2,777,300.00	2,746,055.37	
		US TREASURY N/B 2.875%	2,030,000.00	1,901,380.47	
		US TREASURY N/B 2%	590,000.00	367,275.00	
		US TREASURY N/B 3.875%	2,090,000.00	2,054,078.12	
		US TREASURY N/B 4.25%	4,109,600.00	4,081,667.58	
	特殊債券	CAS 2023-R03 2M2	50,000.00	52,470.15	
		SNVA 2023-GRID1 1A	100,000.00	101,346.67	
		STACR 2022-DNA1 M1A	181,266.78	180,430.46	
		STACR 2022-DNA3 M1A	63,934.78	64,601.21	
	社債券	ABN AMRO BANK NV VAR	300,000.00	268,319.62	
		AERCAP IRELAND CAP 6.5%	225,000.00	226,457.53	
		AUST & NZ BANKING VAR	250,000.00	235,183.90	
		AVIATION CAPITAL 1.95%	75,000.00	68,589.66	
		BANCO SANTANDER 3.8%	200,000.00	185,098.51	
		BANCO SANTANDER 2.706%	200,000.00	196,629.99	
		BANCO SANTANDER SA 3.49%	400,000.00	350,768.83	
		BANK5 2023-5YR1 A3	500,000.00	508,605.00	
		BANK5 2023-5YR4 A3	150,000.00	155,442.91	
		BBCMS 2023-C22 A5	375,000.00	410,082.67	
		BK TOKYO-MITSUBI 3.25%	700,000.00	688,414.02	
		BMARK 2021-B26 A5	525,000.00	414,387.59	
		BMO 2023-C7 A5	400,000.00	418,335.68	
		BNP PARIBAS VAR	250,000.00	236,946.85	
		BNP PARIBAS VAR	200,000.00	182,280.30	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BOEING CO 3.625%	40,000.00	28,305.86	
		BPCE SA 4.5%	300,000.00	292,191.20	
		BPCE SA VAR	400,000.00	368,396.30	
		BROADCOM INC 3.469%	300,000.00	252,507.12	
		BX 2021-ARIA C	150,000.00	143,716.48	
		CREDIT AGRICOLE LDN VAR	250,000.00	235,383.41	
		CREDIT AGRICOLE SA VAR	425,000.00	386,368.60	
		CREDIT SUISSE NE 3.625%	650,000.00	637,881.10	
		CSMC 2021-NQM8 A1	77,551.47	64,368.68	
		DANSKE BANK A/S VAR	450,000.00	428,761.27	
		DELL INT LLC / EMC 5.3%	25,000.00	25,083.00	
		DOLP 2021-NYC A	550,000.00	443,194.73	
		ELECTRICITE DE FRAN 4.5%	200,000.00	193,150.80	
		FORDO 2023-C A2A	350,000.00	350,561.08	
		FORDR 2018-1 A	2,600,000.00	2,528,188.26	
		GLENCORE FDG LLC 1.625%	178,000.00	163,248.21	
		HCA INC 3.375%	75,000.00	67,757.81	
		HYUNDAI CAP AMERICA 1%	188,000.00	181,087.22	
		ING GROEP NV VAR	250,000.00	238,526.95	
		JPMMT 2021-LTV2 A1	420,400.97	334,706.81	
		LENNAR CORP 4.75%	175,000.00	172,316.98	
		MACQUARIE BANK LTD VAR	375,000.00	291,458.44	
		MACQUARIE GROUP LTD VAR	100,000.00	92,219.89	
		MFRA 2020-NQM1 A3	101,517.14	92,498.32	
		MSC 2019-H7 A4	475,000.00	420,162.10	
		PROG 2021-SFR11 A	165,632.92	140,828.42	
		REALTY INCOME 4.625%	400,000.00	394,415.85	
		SDART 2023-6 A2	275,000.00	275,000.55	
		SEMT 2004-10 A3A	23,288.95	21,096.06	
		SPIRIT REALTY LP 2.1%	125,000.00	109,267.02	
		STANDARD CHARTERED PLC	475,000.00	430,195.91	
		UBS GROUP AG VAR	350,000.00	324,993.22	
		VERUS 2021-8 A1	76,010.16	64,207.50	
		WARNERMEDIA HLDG 4.054%	100,000.00	93,084.53	
		WARNERMEDIA HLDG 4.279%	400,000.00	356,437.33	
		WFCM 2021-C59 A5	500,000.00	405,801.15	
小計				42,670,199.04	
				(6,283,613,509)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 2.75%	680,000.00	628,197.60	
		CANADIAN GOVT 2.25%	7,550,000.00	7,138,978.00	
	地方債証券	BRITISH COLUMBIA 2.85%	1,900,000.00	1,857,345.00	
		ONTARIO PROVINCE 2.6%	2,450,000.00	2,387,500.50	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計				12,012,021.10	
				(1,302,463,447)	
ユーロ	国債証券	BELGIAN 2.15%	170,000.00	128,956.21	
		BELGIUM KINGDOM 0.35%	1,960,000.00	1,603,459.92	
		BONOS Y OBLIG D EST 2.9%	820,000.00	712,211.11	
		BONOS Y OBLIG EST 1.25%	50,000.00	44,685.72	
		BTPS 3.25%	800,000.00	715,200.56	
		BUONI POLIENNALI 2.15%	1,130,000.00	723,990.78	
		BUONI POLIENNALI 2.95%	750,000.00	645,132.07	
		BUONI POLIENNALI DE 2.8%	150,000.00	104,715.00	
		BUONI POLIENNALI DEL 0%	540,000.00	498,240.52	
		FRANCE (GOVT OF) 0%	3,110,000.00	2,867,848.96	
		FRANCE (GOVT OF) 1.25%	180,000.00	141,642.00	
		FRANCE (GOVT OF) 2%	190,000.00	151,363.01	
		FRANCE O.A.T. 1.75%	1,030,000.00	702,697.87	
		FRANCE O.A.T. 4.5%	1,380,000.00	1,635,954.17	
		SPANISH GOV'T 2.55%	660,000.00	630,237.79	
		SPANISH GOV'T 3.45%	930,000.00	835,198.47	
		SPANISH GOV'T 4.2%	550,000.00	591,995.62	
		SPANISH GOV'T 5.9%	800,000.00	860,692.16	
	地方債証券	REGION WALLONNE 2.875%	400,000.00	371,360.00	
	特殊債券	CAISSE AMORT DET 0.45%	500,000.00	413,278.75	
		CAISSE CENT IMMOB 0%	200,000.00	199,080.00	
		CAISSE D'AMORT DETTE1.5%	1,000,000.00	898,160.95	
		EFSF 1.5%	240,000.00	233,707.71	
		EURO STABILITY MECHA 1%	460,000.00	444,940.71	
		EUROPEAN INVT BK 2.25%	1,000,000.00	975,952.61	
		FRANCAISE DEVELOP 0.125%	700,000.00	558,746.54	
	社債券	BANK OF IRELAND VAR	100,000.00	91,880.00	
		BNP PARIBAS VAR	100,000.00	83,670.00	
		CAIXABANK SA VAR	100,000.00	89,750.00	
		CREDIT SUISSE AG VAR	225,000.00	203,107.50	
		CREDIT SUISSE GROUP VAR	300,000.00	341,310.00	
		DEUTSCHE BANK AG VAR	200,000.00	202,800.00	
		DEUTSCHE BANK AG VAR	100,000.00	84,770.00	
		ENEL SPA VAR	375,000.00	322,987.50	
		ENEL SPA VAR	100,000.00	94,420.00	
		EURO 39X A1	599,826.67	566,902.18	
		FCC AQUALIA SA 2.629%	250,000.00	241,125.00	
		GEN MOTORS FIN 0.85%	100,000.00	94,120.00	
		GEN MOTORS FIN 1.694%	150,000.00	145,860.00	
		HEIMSTADEN BOST 1.625%	200,000.00	118,300.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		LOGICOR FINANCING 1.625%	250,000.00	221,000.00	
		MITSUBISHI UFJ FG 0.339%	350,000.00	342,090.00	
		SARTORIUS FIN 4.5%	200,000.00	205,360.00	
		SARTORIUS FIN 4.875%	100,000.00	103,420.00	
		TOTALENERGIES SE VAR	225,000.00	186,345.00	
		VOLKSBANK WIEN AG 0.875%	400,000.00	366,760.00	
小計				21,795,426.39	
				(3,464,818,931)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 3.5%	1,230,000.00	1,054,593.40	
		UK TREASURY 3.5%	460,000.00	380,070.59	
		UK TREASURY 4.25%	2,160,000.00	2,063,389.35	
		UNITED KINGDOM GILT 1.5%	320,000.00	163,065.38	
	特殊債券	BNG BANK NV 0.375%	520,000.00	475,351.77	
		DEXIA CREDIT LOCAL 0.25%	2,300,000.00	2,010,676.99	
		INTL DEVT ASSOC 0.75%	2,340,000.00	2,236,205.81	
	社債券	ELEC DE FRANCE 6.125%	200,000.00	203,300.00	
		EURO 38X A	499,999.85	475,026.35	
		MANSD 2007-1X A2 FLOAT	788,617.21	765,644.00	
		PARGN 12X A1	569,929.20	557,593.65	
		PENSION INSURANCE 4.625%	150,000.00	127,920.00	
		VOLKSWAGEN FIN 1.125%	100,000.00	89,220.00	
小計				10,602,057.29	
				(1,966,999,688)	
スウェーデンクローナ	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT 1.75%	2,070,000.00	1,955,934.51	
		SWEDISH GOVT 2.5%	260,420,000.00	258,321,040.83	
	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1.75%	3,700,000.00	3,574,578.54	
小計				263,851,553.88	
				(3,707,114,331)	
ノルウェークローネ	国債証券	NORWEGIAN GOVERN 1.5%	202,130,000.00	192,848,000.39	
小計				192,848,000.39	
				(2,599,591,045)	
デンマーククローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMA 4.5%	1,800,000.00	2,232,082.42	
小計				2,232,082.42	
				(47,587,997)	
合計				26,945,849,772	
				(19,372,188,948)	

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
　　２．合計金額欄の（　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券　15銘柄	62.5%	
	特殊債券　４銘柄	0.9%	
	社債券　51銘柄	36.5%	32.4%
カナダドル	国債証券　２銘柄	64.7%	
	地方債証券　２銘柄	35.3%	6.7%
ユーロ	国債証券　18銘柄	62.4%	
	地方債証券　１銘柄	1.7%	
	特殊債券　７銘柄	17.1%	
	社債券　20銘柄	18.8%	17.9%
英ポンド	国債証券　４銘柄	34.5%	
	特殊債券　３銘柄	44.5%	
	社債券　６銘柄	20.9%	10.2%
スウェーデンクローナ	国債証券　２銘柄	98.6%	
	特殊債券　１銘柄	1.4%	19.1%
ノルウェークローネ	国債証券　１銘柄	100.0%	13.4%
デンマーククローネ	国債証券　１銘柄	100.0%	0.2%

② **デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表**

「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

Ｂ為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け)は、「世界債券オープンＢコース（為替ヘッジなし）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区分	注記番号	（2022年12月６日現在）	（2023年12月６日現在）
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		－	12,073,246
金銭信託		260,785,221	－
コール・ローン		865,702,700	436,605,423
国債証券		28,489,864,829	29,071,345,859
地方債証券		493,884,918	418,623,197
特殊債券		3,243,617,721	2,994,375,945
社債券		4,730,858,884	4,241,830,099
派生商品評価勘定		472,016,796	453,954,995
未収入金		1,362,121,657	－
未収利息		129,720,641	177,737,293
前払費用		32,274,186	92,056,391
差入委託証拠金		223,171,680	257,890,557
流動資産合計		40,304,019,233	38,156,493,005
資産合計		40,304,019,233	38,156,493,005
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		649,045,699	525,802,849
前受金		58,378	－
未払金		1,371,023,397	83,421,784
未払解約金		43,920,440	32,034,585
未払利息		2,397	972
流動負債合計		2,064,050,311	641,260,190
負債合計		2,064,050,311	641,260,190
純資産の部			
元本等			
元本		14,996,255,016	13,732,919,847
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		23,243,713,906	23,782,312,968
元本等合計		38,239,968,922	37,515,232,815
純資産合計		38,239,968,922	37,515,232,815
負債純資産合計		40,304,019,233	38,156,493,005

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自　2021年12月７日 至　2022年12月６日	自　2022年12月７日 至　2023年12月６日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 同左
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	（2022年12月６日現在）	（2023年12月６日現在）
１．元本の推移		
期首元本額	15,369,027,734円	14,996,255,016円
期中追加設定元本額	2,308,389,372円	1,608,637,303円
期中一部解約元本額	2,681,162,090円	2,871,972,472円
期末元本額	14,996,255,016円	13,732,919,847円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢ 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）	1,835,817,919円	1,744,704,057円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢ 為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ向け）	1,245,984,885円	1,208,693,445円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢ 為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	5,165,567,482円	4,274,395,192円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Ｄコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）	59,235,408円	73,373,323円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Ｂコース（為替ヘッジなし）	1,363,824,200円	1,367,633,767円
ＲＨ世界債券オープンＢ(為替ヘッジなし）ＶＡ （適格機関投資家専用）	5,325,825,122円	5,064,120,063円
２．受益権の総数	14,996,255,016口	13,732,919,847口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	自　2021年12月７日 至　2022年12月６日	自　2022年12月７日 至　2023年12月６日
１．金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。 デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオペレーション部門では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等に実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。 マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。 リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	自　2021年12月７日 至　2022年12月６日	自　2022年12月７日 至　2023年12月６日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。	同左
２．時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価格がない場合には、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を時価としております。 (3) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2022年12月６日現在）	（2023年12月６日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△274,918,419	△141,577,708
地方債証券	△11,892,127	7,169,482
特殊債券	△92,507,865	40,112,553
社債券	△218,985,927	65,870,755
合計	△598,304,338	△28,424,918

（注） 当親投資信託の計算期間は、原則として６月８日から12月７日、及び12月８日から翌年６月７日までとなっており、計算期末が休日の場合はその翌営業日となります。上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）債券関連

区分	種類	（2022年12月６日現在）				（2023年12月６日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	債券先物取引								
	買建	5,672,978,421	－	5,714,068,163	41,089,742	14,237,493,930	－	14,390,924,693	153,430,763
	売建	5,637,555,782	－	5,656,577,085	△19,021,303	10,788,607,298	－	10,862,290,013	△73,682,715
合計		11,310,534,203	－	11,370,645,248	22,068,439	25,026,101,228	－	25,253,214,706	79,748,048

（2）通貨関連

区分	種類	（2022年12月６日現在）				（2023年12月６日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	7,477,426,630	－	7,108,001,402	△369,425,228	13,918,021,876	－	13,806,160,345	△111,861,531
	カナダドル	1,115,405,222	－	1,039,308,365	△76,096,857	1,741,602,723	－	1,723,798,009	△17,804,714
	ユーロ	4,916,677,659	－	4,919,996,298	3,318,639	7,600,639,110	－	7,569,820,360	△30,818,750
	英ポンド	325,258,425	－	336,999,621	11,741,196	999,893,116	－	1,016,413,860	16,520,744
	スイスフラン	1,175,684,153	－	1,136,761,014	△38,923,139	1,814,697,039	－	1,830,858,868	16,161,829
	スウェーデンクローナ	22,121,966	－	21,209,604	△912,362	181,154,650	－	177,350,899	△3,803,751
	ノルウェークローネ	485,376,665	－	462,628,820	△22,747,845	577,910,017	－	561,613,690	△16,296,327
	デンマーククローネ	69,937,798	－	71,088,536	1,150,738	－	－	－	－
	オーストラリアドル	1,870,518,838	－	1,797,967,022	△72,551,816	1,844,766,301	－	1,846,510,838	1,744,537
	ニュージーランドドル	－	－	－	－	1,100,175,510	－	1,114,714,917	14,539,407
	売建								
	米ドル	5,734,349,171	－	5,470,140,056	264,209,115	7,693,813,468	－	7,598,820,611	94,992,857
	カナダドル	829,206,999	－	763,138,968	66,068,031	1,499,005,598	－	1,487,789,171	11,216,427
	ユーロ	1,798,073,854	－	1,797,115,737	958,117	4,826,806,915	－	4,855,559,974	△28,753,059
	英ポンド	1,065,803,483	－	1,077,351,617	△11,548,134	1,419,002,564	－	1,426,579,315	△7,576,751
	スイスフラン	869,226,227	－	852,498,077	16,728,150	1,965,060,313	－	1,994,970,545	△29,910,232
	スウェーデンクローナ	289,855,998	－	287,018,690	2,837,308	5,074,530,280	－	5,131,495,594	△56,965,314
	ノルウェークローネ	295,970,139	－	292,150,208	3,819,931	3,918,492,247	－	3,886,556,871	31,935,376
	オーストラリアドル	294,040,280	－	283,797,277	10,243,003	792,613,065	－	799,010,945	△6,397,880
	ニュージーランドドル	648,441,148	－	638,489,948	9,951,200	1,456,119,160	－	1,490,593,326	△34,474,166
合計		29,283,374,655	－	28,355,661,260	△201,179,953	58,424,303,952	－	58,318,618,138	△157,551,298

(3) 金利関連

区分	種類	（2022年12月６日現在）				（2023年12月６日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	金利先物取引								
	買建	2,353,405,454	1,768,732,492	2,355,405,569	2,000,115	7,417,099,787	4,650,374,386	7,440,682,969	23,583,182
	売建	2,509,652,562	1,568,846,245	2,509,570,066	82,496	7,123,890,816	3,597,379,821	7,141,518,602	△17,627,786
合計		4,863,058,016	3,337,578,737	4,864,975,635	2,082,611	14,540,990,603	8,247,754,207	14,582,201,571	5,955,396

（注） 時価の算定方法

・先物取引

１．先物取引の残高表示は、契約額によっております。

２．主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引について、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

１．対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

２．対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

区分	（2022年12月６日現在）	（2023年12月６日現在）
１口当たり純資産額	2.5500円	2.7318円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第439回利付国債（２年）	476,350,000	476,688,208	
		第443回利付国債（２年）	820,700,000	821,225,248	
		第444回利付国債（２年）	1,341,950,000	1,342,808,848	
		第15回利付国債（40年）	344,000,000	275,994,640	
		第76回利付国債（30年）	513,300,000	488,250,960	
		第182回利付国債（20年）	1,303,000,000	1,253,238,430	
		第1187回国庫短期証券	2,587,100,000	2,587,679,510	
		第1194回国庫短期証券	325,550,000	325,658,733	
小計				7,571,544,577	
米ドル	国債証券	STRIPS 0%	2,610,000.00	1,471,795.31	
		US TREASURY N/B 0.375%	207,400.00	200,578.48	
		US TREASURY N/B 0.625%	8,980,000.00	8,144,439.10	
		US TREASURY N/B 0.75%	4,090,000.00	3,750,657.81	
		US TREASURY N/B 0.75%	782,600.00	715,712.15	
		US TREASURY N/B 0.875%	6,790,000.00	6,221,868.00	
		US TREASURY N/B 1.125%	1,700,000.00	1,628,945.32	
		US TREASURY N/B 1.125%	2,970,000.00	1,801,026.56	
		US TREASURY N/B 1.25%	2,130,000.00	1,878,393.75	
		US TREASURY N/B 1.375%	730,000.00	461,040.62	
		US TREASURY N/B 1.875%	1,030,000.00	865,843.75	
		US TREASURY N/B 1.875%	11,330,000.00	7,773,442.18	
		US TREASURY N/B 2.25%	6,750,000.00	4,915,898.43	
		US TREASURY N/B 2.375%	7,880,000.00	7,201,581.25	
		US TREASURY N/B 2.75%	5,960,000.00	5,539,540.65	
		US TREASURY N/B 2.875%	4,480,700.00	4,196,805.67	
		US TREASURY N/B 2%	650,000.00	448,906.25	
		US TREASURY N/B 4.25%	280,000.00	278,096.87	
	特殊債券	CAS 2023-R03 2M2	56,772.00	59,576.71	
		INTERAMER DEV BK 7%	5,010,000.00	5,150,938.46	
		SNVA 2023-GRID1 1A	100,000.00	101,346.67	
		STACR 2022-DNA1 M1A	253,773.49	252,602.65	
		STACR 2022-DNA3 M1A	86,578.35	87,480.80	
	社債券	ABN AMRO BANK NV VAR	400,000.00	357,759.50	
		AERCAP IRELAND 3.3%	175,000.00	146,454.11	
		AERCAP IRELAND CAP 6.5%	300,000.00	301,943.38	
		AUST & NZ BANKING VAR	350,000.00	329,257.46	
		AVIATION CAPITAL 1.95%	125,000.00	114,316.11	
		BANCO SANTANDER 3.8%	200,000.00	185,098.51	
		BANCO SANTANDER 2.706%	400,000.00	393,259.98	
		BANCO SANTANDER SA 3.49%	200,000.00	175,384.41	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BANK5 2023-5YR1 A3	700,000.00	712,047.00	
		BANK5 2023-5YR3 A3	425,000.00	443,042.95	
		BANK5 2023-5YR4 A3	150,000.00	155,442.91	
		BBCMS 2023-C22 A5	525,000.00	574,115.74	
		BMARK 2021-B26 A5	650,000.00	513,051.30	
		BMO 2023-C7 A5	400,000.00	418,335.68	
		BNP PARIBAS 3.375%	575,000.00	560,782.18	
		BNP PARIBAS VAR	250,000.00	236,946.85	
		BNP PARIBAS VAR	325,000.00	296,205.49	
		BOEING CO 3.75%	25,000.00	18,603.69	
		BPCE SA 4.5%	500,000.00	486,985.34	
		BPCE SA VAR	500,000.00	460,495.38	
		BROADCOM INC 3.469%	350,000.00	294,591.64	
		CREDIT AGRICOLE LDN VAR	250,000.00	235,383.41	
		CREDIT AGRICOLE SA VAR	575,000.00	522,733.98	
		CREDIT SUISSE NY 2.95%	350,000.00	336,318.78	
		CSMC 2021-NQM8 A1	93,061.77	77,242.43	
		DANSKE BANK A/S VAR	625,000.00	595,501.76	
		DELL INT LLC / EMC 5.3%	25,000.00	25,083.00	
		DEUTSCHE BANK NY VAR	150,000.00	138,019.29	
		DOLP 2021-NYC A	800,000.00	644,646.88	
		DROCK 2023-2 A	1,250,000.00	1,252,000.75	
		ELECTRICITE DE FRAN 4.5%	350,000.00	338,013.90	
		FORDO 2023-C A2A	350,000.00	350,561.08	
		FORDR 2018-1 A	2,600,000.00	2,528,188.26	
		GENERAL MOTORS CO 4.2%	150,000.00	144,036.62	
		GLENCORE FDG LLC 1.625%	237,000.00	217,358.58	
		GLENCORE FUNDING 4.625%	350,000.00	347,609.87	
		HCA INC 3.375%	100,000.00	90,343.75	
		HYUNDAI CAP AMERICA 1%	945,000.00	910,252.29	
		ING GROEP NV VAR	250,000.00	238,526.95	
		INTERNATIONAL FL 1.832%	50,000.00	43,178.72	
		JPMMT 2021-LTV2 A1	542,950.29	432,275.79	
		LENNAR CORP 4.75%	225,000.00	221,550.41	
		MACQUARIE BANK LTD VAR	250,000.00	194,305.63	
		MACQUARIE GROUP LTD VAR	150,000.00	138,329.83	
		MFRA 2020-NQM1 A3	132,924.64	121,115.57	
		MSC 2019-H7 A4	600,000.00	530,731.08	
		PROG 2021-SFR11 A	215,522.35	183,246.62	
		SDART 2023-6 A2	575,000.00	575,001.15	
		SEMT 2004-10 A3A	34,697.40	31,430.28	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		SPIRIT REALTY LP 2.1%	175,000.00	152,973.82	
		STANDARD CHARTERED PLC	575,000.00	520,763.48	
		UBS GROUP AG VAR	650,000.00	603,558.85	
		VERUS 2021-8 A1	76,010.16	64,207.50	
		VERUS 2023-INV3 A1	250,000.00	252,979.07	
		WARNERMEDIA HLDG 4.054%	175,000.00	162,897.92	
		WARNERMEDIA HLDG 4.279%	650,000.00	579,210.66	
		WFCM 2021-C59 A5	625,000.00	507,251.43	
小計				84,627,466.44	
				(12,462,240,706)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 2.75%	650,000.00	600,483.00	
		CANADIAN GOVT 2.25%	2,920,000.00	2,761,035.20	
	地方債証券	BRITISH COLUMBIA 4.95%	700,000.00	760,907.00	
小計				4,122,425.20	
				(446,994,564)	
ユーロ	国債証券	BELGIAN 2.25%	490,000.00	386,711.93	
		BELGIUM KINGDOM 0.35%	1,280,000.00	1,047,157.50	
		BONOS Y OBLIG D EST 1.5%	2,340,000.00	2,242,068.12	
		BONOS Y OBLIG D EST 2.9%	820,000.00	712,211.11	
		BONOS Y OBLIG EST 1.25%	230,000.00	205,554.35	
		BUONI POLIENNALI 0.9%	2,370,000.00	1,962,002.20	
		BUONI POLIENNALI 2.15%	800,000.00	512,559.84	
		BUONI POLIENNALI 2.8%	3,640,000.00	3,530,823.95	
		BUONI POLIENNALI DE 2.8%	170,000.00	118,677.00	
		BUONI POLIENNALI DEL 0%	630,000.00	581,280.60	
		FRANCE (GOVT OF) 0.75%	4,660,000.00	4,334,147.49	
		FRANCE (GOVT OF) 0%	710,000.00	654,717.93	
		FRANCE (GOVT OF) 1.25%	230,000.00	180,987.00	
		FRANCE (GOVT OF) 2%	30,000.00	23,899.42	
		FRANCE O.A.T. 1.75%	980,000.00	668,586.33	
		FRANCE O.A.T. 4.5%	2,300,000.00	2,726,590.29	
		SPANISH GOV'T 0.85%	590,000.00	419,908.02	
		SPANISH GOV'T 2.55%	920,000.00	878,513.29	
		SPANISH GOV'T 3.45%	1,400,000.00	1,257,288.03	
	地方債証券	REGION WALLONNE 2.875%	700,000.00	649,880.00	
	特殊債券	CAISSE AMORT DET 0.45%	1,700,000.00	1,405,147.75	
		CAISSE CENT IMMOB 0%	100,000.00	99,540.00	
		CAISSE D'AMORT DETTE1.5%	1,400,000.00	1,257,425.33	
		DEV BANK JAPAN 2.125%	110,000.00	107,254.89	
		EFSF 1.5%	300,000.00	292,134.63	
		EURO STABILITY MECHA 1%	570,000.00	551,339.58	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		EURO STABILITY MECHA 1%	3,020,000.00	2,848,288.20	
		EUROPEAN INVT BK 2.25%	1,410,000.00	1,376,093.18	
		FRANCAISE DEVELOP 0.125%	800,000.00	638,567.48	
	社債券	BNP PARIBAS VAR	200,000.00	167,340.00	
		CAIXABANK SA VAR	100,000.00	89,750.00	
		CREDIT SUISSE AG VAR	350,000.00	315,945.00	
		CREDIT SUISSE GROUP VAR	375,000.00	426,637.50	
		DEUTSCHE BANK AG VAR	200,000.00	202,800.00	
		DEUTSCHE BANK AG VAR	100,000.00	84,770.00	
		ENEL SPA VAR	650,000.00	559,845.00	
		EURO 39X A1	699,797.78	661,385.87	
		GREAT-WEST LIFECO 4.7%	104,000.00	110,489.60	
		HEIMSTADEN BOST 1.625%	275,000.00	162,662.50	
		LOGICOR FINANCING 1.625%	300,000.00	265,200.00	
		MITSUBISHI UFJ FG 0.339%	400,000.00	390,960.00	
		SARTORIUS FIN 4.5%	200,000.00	205,360.00	
		SARTORIUS FIN 4.875%	100,000.00	103,420.00	
		TOTALENERGIES SE VAR	125,000.00	120,450.00	
		TOTALENERGIES SE VAR	275,000.00	227,755.00	
小計				35,764,125.91	
				(5,685,423,094)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 3.5%	1,300,000.00	1,114,610.91	
		UK TREASURY 3.5%	510,000.00	421,382.61	
		UK TREASURY 4.25%	2,470,000.00	2,359,523.93	
	地方債証券	NORDRHEIN-WEST 2.125%	200,000.00	191,212.47	
		PROVINCE OF QUEBEC 2.25%	1,140,000.00	1,063,606.85	
	特殊債券	AGENCE FRANCAISE 1.25%	800,000.00	753,587.88	
		BNG BANK NV 0.375%	1,100,000.00	1,005,551.83	
		DEXIA CREDIT LOCAL 0.25%	1,100,000.00	961,628.12	
		DEXIA CREDIT LOCAL 1.25%	400,000.00	375,756.42	
		NORDIC INVESTMENT 1.125%	700,000.00	660,140.18	
	社債券	ELEC DE FRANCE 6.125%	200,000.00	203,300.00	
		EURO 38X A	399,999.88	380,021.08	
		GLENCORE FINANCE 3.125%	100,000.00	94,640.00	
		MANSD 2007-1X A2 FLOAT	771,473.36	748,999.56	
		PARGN 12X A1	766,456.51	749,867.32	
		PENSION INSURANCE 4.625%	150,000.00	127,920.00	
小計				11,211,749.16	
				(2,080,115,820)	
スウェーデンクローナ	国債証券	SWEDISH GOVT 2.5%	345,440,000.00	342,655,788.14	
	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 1.75%	7,500,000.00	7,245,767.32	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計				349,901,555.46	
				(4,916,116,853)	
ノルウェークローネ	国債証券	NORWEGIAN GOVERN 1.5%	272,040,000.00	259,547,667.47	
小計				259,547,667.47	
				(3,498,702,557)	
デンマーククローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMA 4.5%	2,460,000.00	3,050,512.64	
小計				3,050,512.64	
				(65,036,929)	
合計				36,726,175,100	
				(29,154,630,523)	

（注）１．通貨種類毎の小計欄の（　）内は、邦貨換算額であります。
２．合計金額欄の（　）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券　18銘柄	67.9%	
	特殊債券　５銘柄	6.7%	
	社債券　57銘柄	25.4%	42.7%
カナダドル	国債証券　２銘柄	81.5%	
	地方債証券　１銘柄	18.5%	1.5%
ユーロ	国債証券　19銘柄	62.8%	
	地方債証券　１銘柄	1.8%	
	特殊債券　９銘柄	24.0%	
	社債券　16銘柄	11.4%	19.5%
英ポンド	国債証券　３銘柄	34.7%	
	地方債証券　２銘柄	11.2%	
	特殊債券　５銘柄	33.5%	
	社債券　６銘柄	20.6%	7.1%
スウェーデンクローナ	国債証券　１銘柄	97.9%	
	特殊債券　１銘柄	2.1%	16.9%
ノルウェークローネ	国債証券　１銘柄	100.0%	12.0%
デンマーククローネ	国債証券　１銘柄	100.0%	0.2%

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

（2023年12月29日現在）

Ⅰ	資産総額	9,920,293,323円
Ⅱ	負債総額	49,661,991円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,870,631,332円
Ⅳ	発行済口数	10,853,940,438口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9094円

＜ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）＞

（2023年12月29日現在）

Ⅰ	資産総額	11,860,162,200円
Ⅱ	負債総額	52,102,192円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	11,808,060,008円
Ⅳ	発行済口数	10,158,079,010口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1624円

参考情報

＜世界債券オープンＡコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド＞

（2023年12月29日現在）

Ⅰ	資産総額	28,061,606,825円
Ⅱ	負債総額	956,124,374円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	27,105,482,451円
Ⅳ	発行済口数	17,927,019,382口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5120円

＜世界債券オープンＢコース（為替ヘッジなし）マザーファンド＞

（2023年12月29日現在）

Ⅰ	資産総額	38,620,176,771円
Ⅱ	負債総額	1,416,998,650円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	37,203,178,121円
Ⅳ	発行済口数	13,633,249,694口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.7289円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

a 受益権の名義書換
該当事項はありません。
b 受益者に対する特典
該当事項はありません。
c 受益権の譲渡制限
該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。
d そ の 他
本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

① 資本金の額：金４億9,000万円

② 発行する株式の総数：8,000株

③ 発行済株式の総数：6,400株

④ 最近５年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。

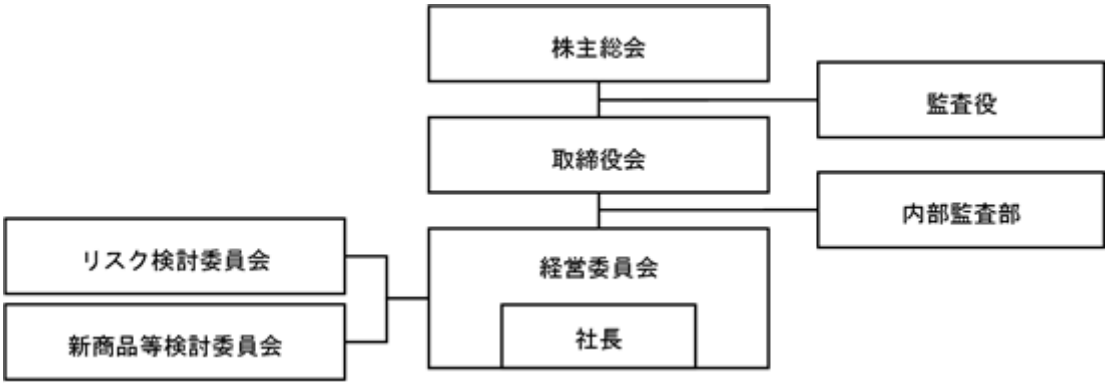

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、および関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定および業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、外部委託投資部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ・マルチ戦略投資室があります。

投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門のリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用部門のポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2023年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	148	5,308,953,786,241
単位型株式投資信託	3	142,845,918,239
合計	151	5,451,799,704,480

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第28期事業年度（2022年１月１日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第29期事業年度の中間会計期間（2023年１月１日から2023年６月30日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

期別		第27期 （2021年12月31日現在）		第28期 （2022年12月31日現在）	
資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金			5,300,580		4,328,077
短期貸付金			19,685,566		19,619,343
支払委託金			12		12
収益分配金		12		12	
前払費用			293,390		405,004
未収委託者報酬			4,712,043		3,695,796
未収運用受託報酬			1,806,227		2,213,112
未収収益			76,694		109,058
その他流動資産			1,201		1,434
流動資産計			31,875,717		30,371,839
固定資産					
無形固定資産			232,062		283,171
ソフトウェア		232,062		283,171	
投資その他の資産			2,398,920		1,968,039
投資有価証券		102,402		－	
長期差入保証金		45,217		37,763	
繰延税金資産		1,875,085		1,492,540	
その他の投資等		376,214		437,734	
固定資産計			2,630,982		2,251,210
資産合計			34,506,699		32,623,050

期別		第27期 （2021年12月31日現在）		第28期 （2022年12月31日現在）	
負債の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			98,250		109,298
未払金			3,944,504		2,893,551
未払収益分配金		80		92	
未払手数料		2,082,740		1,645,125	
その他未払金		1,861,684		1,248,333	
未払費用	＊1		3,665,192		3,014,873
一年内返済予定の関係会社長期借入金			2,000,000		5,000,000
未払法人税等			1,851,474		569,429
未払消費税等			835,489		192,612
その他流動負債			206,851		204,543
流動負債計			12,601,763		11,984,309
固定負債					
関係会社長期借入金			5,000,000		―
退職給付引当金			453,175		569,904
長期未払費用	＊1		1,926,450		1,154,342
固定負債計			7,379,625		1,724,247
負債合計			19,981,389		13,708,556
純資産の部					
科目		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			490,000		490,000
資本剰余金			390,000		390,000
資本準備金		390,000		390,000	
利益剰余金			13,644,338		18,034,494
その他利益剰余金		13,644,338		18,034,494	
繰越利益剰余金		13,644,338		18,034,494	
株主資本合計			14,524,338		18,914,494
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		972		―	
評価・換算差額等合計			972		―
純資産合計			14,525,310		18,914,494
負債・純資産合計			34,506,699		32,623,050

（２）【損益計算書】

期別			注記番号	第27期（自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）		第28期（自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）	
科目				内訳	金額	内訳	金額
経常損益の部	営業損益の部	営業収益		千円	千円	千円	千円
		委託者報酬			36,507,456		34,894,167
		運用受託報酬	＊２		10,477,787		10,103,002
		その他営業収益	＊２		4,830,349		4,788,944
		営業収益計			51,815,594		49,786,114
		営業費用					
		支払手数料			17,117,709		16,464,977
		広告宣伝費			97,432		62,840
		調査費			14,970,069		14,690,960
		委託調査費	＊２	14,970,069		14,690,960	
		委託計算費			359,564		365,661
		営業雑経費			319,051		299,250
		通信費		26,474		27,906	
		印刷費		248,216		214,623	
		協会費		44,360		56,720	
		営業費用計			32,863,826		31,883,691
		一般管理費					
		給料			7,979,647		6,462,941
		役員報酬		217,075		212,048	
		給料・手当		3,516,747		3,440,410	
		賞与		1,947,536		1,235,240	
		株式従業員報酬	＊１	954,587		218,692	
		その他の報酬		1,343,699		1,356,549	
		交際費			31,673		46,002
		寄付金			89,689		38,520
		旅費交通費			51,224		128,734
		租税公課			172,609		148,134
		退職給付費用			225,127		246,591
		固定資産減価償却費			251,336		33,398
		事務委託費			2,809,506		3,373,227
		諸経費			911,677		1,024,519
		一般管理費計			12,522,492		11,502,070
	営業利益				6,429,274		6,400,352
	営業外損益の部	営業外収益					
		収益分配金			62,827		280
		受取利息			63,078		159,673
		投資有価証券売却益			144,479		―
		雑益			1,354		―
		株式従業員報酬	＊１ ＊２		―		91,458
		営業外収益計			271,739		251,411
		営業外費用					
		支払利息	＊２		77,330		67,253
		株式従業員報酬	＊１ ＊２		692,245		―
		為替差損			19,128		83,425
		投資有価証券売却損			―		5,383
		営業外費用計			788,703		156,062
	経常利益				5,912,310		6,495,701
税引前当期純利益					5,912,310		6,495,701
法人税、住民税及び事業税					2,522,432		1,722,571
法人税等調整額					△522,524		382,974
当期純利益					3,912,403		4,390,156

（３）【株主資本等変動計算書】

第27期（自2021年１月１日　至2021年12月31日）　　（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2021年１月１日残高	490,000	390,000	390,000	9,731,934	9,731,934	10,611,934	84,781	84,781	10,696,716
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,912,403	3,912,403	3,912,403			3,912,403
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							△83,809	△83,809	△83,809
事業年度中の変動額合計	－	－	－	3,912,403	3,912,403	3,912,403	△83,809	△83,809	3,828,594
2021年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,644,338	13,644,338	14,524,338	972	972	14,525,310

第28期（自2022年１月１日　至2022年12月31日）　　（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2022年１月１日残高	490,000	390,000	390,000	13,644,338	13,644,338	14,524,338	972	972	14,525,310
事業年度中の変動額									
当期純利益				4,390,156	4,390,156	4,390,156			4,390,156
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							△972	△972	△972
事業年度中の変動額合計	－	－	－	4,390,156	4,390,156	4,390,156	△972	△972	4,389,184
2022年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	18,034,494	18,034,494	18,914,494	－	－	18,914,494

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法	**その他有価証券** **市場価格のない株式等以外のもの** **時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。** **市場価格のない株式等** **移動平均法による原価法によっております。**
２．固定資産の減価償却の方法	**無形固定資産** **無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３年）に基づく定額法によっております。**
３．引当金の計上基準	**(1) 貸倒引当金** **貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。** **(2) 退職給付引当金** **当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）とキャッシュ・バランス型の年金制度（ＣＢ）の２本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該ＣＢには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を費用処理しております。** **(3) 金融商品取引責任準備金** **金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項に基づく責任準備金を計上しております。**
４．収益および費用の計上基準	**当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。** **(1) 委託者報酬** **委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年４回、年２回もしくは年１回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。**

	(2) 運用受託報酬 **運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年４回、年２回もしくは年１回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。** **(3) その他営業収益** **関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。** **(4) 成功報酬** **成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。**
５．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	**(1) 株式従業員報酬の会計処理方法** **役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第８号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。** **(2) 消費税等の会計処理** **消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。**

会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準等の適用	**「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる財務諸表に与える影響はありません。** **また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年７月４日）第７－４項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては、記載しておりません。**

未適用の会計基準等

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）	**(1) 概要** **投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。** **(2) 適用予定日** **2023年12月期の期首より適用予定であります。** **(3) 当該会計基準等の適用による影響** **当該適用指針の適用による影響は、現時点で評価中であります。**

注記事項

（貸借対照表関係）

第27期 （2021年12月31日現在）	第28期 （2022年12月31日現在）
＊１　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 流動負債 未払費用　1,521,506千円 固定負債 長期未払費用　1,834,697千円	＊１　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 流動負債 未払費用　1,683,024千円 固定負債 長期未払費用　1,038,102千円

（損益計算書関係）

第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）	第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）
＊１　株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。	＊１　株式従業員報酬 同左
＊２　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 運用受託報酬　5,286,529千円 その他営業収益　4,541,068千円 営業費用 委託調査費　14,970,069千円 営業外費用 株式従業員報酬　692,245千円 支払利息　77,330千円	＊２　関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業収益 運用受託報酬　5,516,066千円 その他営業収益　4,515,594千円 営業費用 委託調査費　14,690,960千円 営業外収益 株式従業員報酬　91,458千円 営業外費用 支払利息　67,253千円

（株主資本等変動計算書関係）

第27期（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	－	－	6,400

２．配当に関する事項

該当事項はありません。

第28期（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	－	－	6,400

２．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）	第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。
また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

２．金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,300,580	5,300,580	－
短期貸付金	19,685,566	19,685,566	－
未収委託者報酬	4,712,043	4,712,043	－
未収運用受託報酬	1,806,227	1,806,227	－
投資有価証券			
その他投資有価証券	102,402	102,402	－
未払手数料	2,082,740	2,082,740	－
その他未払金	1,861,684	1,861,684	－
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社長期借入金	2,000,000	2,000,000	－
関係会社長期借入金	5,000,000	5,000,000	－

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。
一年内返済予定の関係会社長期借入金及び関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
現金・預金	5,300,580	－	－	－	－	－
短期貸付金	19,685,566	－	－	－	－	－
未収委託者報酬	4,712,043	－	－	－	－	－
未収運用受託報酬	1,806,227	－	－	－	－	－

長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
一年内返済予定の関係会社長期借入金	2,000,000	－	－	－	－	－
関係会社長期借入金	－	5,000,000	－	－	－	－

（金融商品関係）

第28期
（自　2022年１月１日
至　2022年12月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

(2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。
また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第28期
（自　2022年１月１日
至　2022年12月31日）

２．金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社長期借入金	5,000,000	5,000,000	－
負債計	5,000,000	5,000,000	－

（注１）現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
（注２）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
一年内返済予定の関係会社長期借入金	5,000,000	－	－	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社長期借入金	－	5,000,000	－	5,000,000
負債計	－	5,000,000	－	5,000,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
関係会社長期借入金
関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資証券	101,000	102,402	1,402

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
2,645,479	189,953	45,474

第28期
（自　2022年１月１日
至　2022年12月31日）

１．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
97,616	85	5,468

（デリバティブ取引関係）

第27期（自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）	第28期（自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）	第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）
１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）及びキャッシュ・バランス型年金制度（ＣＢ）を採用しております。	１．採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）及びキャッシュ・バランス型年金制度（ＣＢ）を採用しております。
２．キャッシュ・バランス型年金制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	２．キャッシュ・バランス型年金制度 (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
退職給付債務の期首残高　399,712千円 勤務費用　124,713 利息費用　1,585 数理計算上の差異の発生額　△4,396 退職給付の支払額　△60,833 過去勤務費用の発生額　78,267 退職給付債務の期末残高　539,048	退職給付債務の期首残高　539,048千円 勤務費用　135,012 利息費用　2,371 数理計算上の差異の発生額　36,748 退職給付の支払額　△41,086 過去勤務費用の発生額　― 退職給付債務の期末残高　672,094
(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
積立型制度の退職給付債務　539,048 未認識数理計算上の差異　△7,606 未認識過去勤務費用　△78,267 貸借対照表に計上された負債の額　453,175	積立型制度の退職給付債務　672,094 未認識数理計算上の差異　△39,575 未認識過去勤務費用　△62,613 貸借対照表に計上された負債の額　569,904
(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額
勤務費用　124,713 利息費用　1,585 数理計算上の差異の費用処理額　5,657 過去勤務費用の費用処理額　― 確定給付制度に係る退職給付費用　131,956	勤務費用　135,012 利息費用　2,371 数理計算上の差異の費用処理額　4,778 過去勤務費用の費用処理額　15,653 確定給付制度に係る退職給付費用　157,816
(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項	(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項
割引率　0.44 %	割引率　1.09 %
３．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、74,862千円であります。	３．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、68,630千円であります。

（税効果会計関係）

第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）	第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用　745,684千円	未払費用　412,918千円
退職給付引当金　138,762	退職給付引当金　174,504
長期未払費用　302,871	長期未払費用　302,289
無形固定資産　207,399	無形固定資産　224,786
その他　480,797	その他　378,040
小計　1,875,515	小計　1,492,540
繰延税金資産合計　1,875,515	繰延税金資産合計　1,492,540
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金　△429	その他有価証券評価差額金　－
小計　△429	小計　－
繰延税金負債合計　△429	繰延税金負債合計　－
繰延税金資産純額　1,875,085	繰延税金資産純額　1,492,540
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率　30.62 %	法定実効税率　30.62 %
（調整）	（調整）
賞与等永久に損金に算入されない項目　3.06 %	賞与等永久に損金に算入されない項目　1.76 %
その他　0.15 %	その他　0.03 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率　33.83 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率　32.41 %
３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。

（収益認識関係）

第28期（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

１．収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針　４．収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第27期（自　2021年１月１日　至　2021年12月31日）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

［関連情報］

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	36,507,456	10,477,787	4,830,349	51,815,594

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
46,436,867	5,378,726	51,815,594

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第28期（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

［関連情報］

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	34,894,167	10,103,002	4,788,944	49,786,114

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
44,148,078	5,638,035	49,786,114

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	128百万ドル	投資顧問業	被所有間接　75%	投資助言（注１）	その他営業収益 運用受託報酬 委託調査費	4,541,068 5,286,529 14,970,069	未払費用	365,955
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州	10,712百万ドル	持株会社	被所有間接 100%	資金援助（注２） 費用の振替（注３） 株式報酬	営業外費用	769,575	未払費用 一年内返済予定の関係会社長期借入金 長期未払費用 関係会社長期借入金	1,155,551 2,000,000 1,834,697 5,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。

（注２）借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は２年であり、担保は差し入れておりません。

（注３）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第27期
（自　2021年１月１日
至　2021年12月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業	―	資金の調達（注１）	営業外収益	63,078	短期貸付金 未収収益 未払費用	19,685,566 59,590 909,832
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国ロンドン	598百万ドル	証券業	―	費用の振替（注２）資産の保有等	―	―	未払費用	605,697

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

（関連当事者情報）

第28期
（自　2022年１月１日
至　2022年12月31日）

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	129百万ドル	投資顧問業	被所有間接　75%	投資助言（注１）	その他営業収益	4,515,594		
							運用受託報酬	5,516,066	未払費用	694,963
							委託調査費	14,690,960		
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州	10,712百万ドル	持株会社	被所有間接 100%	資金援助（注２） 費用の振替（注３） 株式報酬	営業外収益	91,458	未払費用	988,061
							営業外費用	67,253	一年内返済予定の関係会社長期借入金	5,000,000
									長期未払費用	1,038,102

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は２年であり、担保は差し入れておりません。
（注３）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

第28期
（自　2022年１月１日
至　2022年12月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616百万円	金融商品取引業	―	資金の調達（注１）	営業外収益	159,666	短期貸付金 未収収益 未払費用	19,619,343 108,479 159,641
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル	英国ロンドン	598百万ドル	証券業	―	費用の振替（注２）資産の保有等	―	―	未払費用	590,016

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。
（注２）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー（未上場）

（１株当たり情報）

第27期 （自　2021年１月１日 至　2021年12月31日）		第28期 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）	
１株当たり純資産額	2,269,579円81銭	１株当たり純資産額	2,955,389円71銭
１株当たり当期純利益金額	611,313円01銭	１株当たり当期純利益金額	685,961円89銭
損益計算書上の当期純利益	3,912,403千円	損益計算書上の当期純利益	4,390,156千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,912,403千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	4,390,156千円
差額	－	差額	－
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第29期　中間会計期間末 （2023年６月30日）
区分	注記番号	金額
資産の部		千円
流動資産		
現金・預金		4,945,252
短期貸付金		12,865,838
支払委託金		12
前払費用		406,887
未収委託者報酬		4,037,800
未収運用受託報酬		1,059,182
未収収益		196,624
その他流動資産		290
流動資産計		23,511,888
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア		272,861
無形固定資産計		272,861
投資その他の資産		
投資有価証券		103,790
関係会社株式		7,766,200
長期差入保証金		38,258
繰延税金資産		1,242,820
その他の投資等		296,130
投資その他の資産計		9,447,198
固定資産計		9,720,060
資産合計		33,231,948

		第29期　中間会計期間末 （2023年６月30日）
区分	注記番号	金額
負債の部		千円
流動負債		
預り金		116,611
未払金		1,862,965
未払費用		2,459,876
未払法人税等		864,912
未払消費税等	＊１	208,035
賞与引当金		955,599
その他流動負債		192,769
流動負債計		6,660,770
固定負債		
関係会社長期借入金		4,000,000
退職給付引当金		642,716
長期未払費用		745,558
固定負債計		5,388,274
負債合計		12,049,045
純資産の部		
株主資本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		390,000
資本剰余金合計		390,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		20,300,274
利益剰余金合計		20,300,274
株主資本合計		21,180,274
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		2,629
評価・換算差額等合計		2,629
純資産合計		21,182,903
負債・純資産合計		33,231,948

(2) 中間損益計算書

		第29期　中間会計期間 （自　2023年１月１日 至　2023年６月30日）
区分	注記番号	金額
		千円
営業収益		
委託者報酬		16,318,524
運用受託報酬		4,688,693
その他営業収益		2,416,697
営業収益計		23,423,915
営業費用及び一般管理費		20,174,533
営業利益		3,249,381
営業外収益	＊１	88,782
営業外費用	＊２	29,457
経常利益		3,308,706
税引前中間純利益		3,308,706
法人税、住民税及び事業税		794,366
法人税等調整額		248,559
中間純利益		2,265,780

重要な会計方針

項目	第29期　中間会計期間 （自　2023年１月１日 至　2023年６月30日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。
２．固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３年）に基づく定額法によっております。
３．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計期間に帰属する額を計上しています。 (3) 退職給付引当金 当社は確定拠出年金制度（ＤＣ）とキャッシュ・バランス型の年金制度（ＣＢ）の２本立てからなる退職年金制度を採用しております。また、当該ＣＢには、一定の利回りを保証しており、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 (4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５第１項に基づく責任準備金を計上しております。

項目	第29期　中間会計期間 （自　2023年１月１日 至　2023年６月30日）
４．収益および費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年４回、年２回もしくは年１回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年４回、年２回もしくは年１回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。 (3) その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。
５．その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第８号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（営業費用及び一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

項目	第29期　中間会計期間 （自　2023年１月１日 至　2023年６月30日）
時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用	「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。 これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第29期　中間会計期間末 （2023年６月30日）
＊１　消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債に表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第29期　中間会計期間 （自　2023年１月１日 至　2023年６月30日）
＊１　営業外収益のうち主要なもの	株式従業員報酬　51,212千円 受取利息　37,570千円
＊２　営業外費用のうち主要なもの	支払利息　17,139千円 為替差損　12,318千円

（リース取引関係）

第29期　中間会計期間（自　2023年１月１日　至　2023年６月30日）

注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

（金融商品関係）

第29期　中間会計期間末（2023年６月30日）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	103,790	103,790	－
資産計	103,790	103,790	－
関係会社長期借入金			
関係会社長期借入金	4,000,000	4,000,000	－
負債計	4,000,000	4,000,000	－

（注１）現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（注２）市場価格のない株式等は次のとおりであり、１．金融商品の時価等に関する事項及び２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	7,766,200

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	－	103,790	－	103,790
資産計	－	103,790	－	103,790

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
関係会社長期借入金				
関係会社長期借入金	－	4,000,000	－	4,000,000
負債計	－	4,000,000	－	4,000,000

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第29期　中間会計期間末（2023年６月30日）

１．子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額　7,766,200千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

区分	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	103,790	100,000	3,790

（デリバティブ取引関係）

第29期　中間会計期間（自　2023年１月１日　至　2023年６月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（企業結合等関係）

第29期　中間会計期間（自　2023年１月１日　至　2023年６月30日）

共通支配下の取引等
企業結合の概要等は注記事項（重要な後発事象）に記載のとおりであります。

（収益認識関係）

第29期　中間会計期間（自　2023年１月１日　至　2023年６月30日）

１．収益の分解情報
収益の分解情報は注記事項（セグメント情報等）に記載のとおりであります。

２．収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針　４．収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第29期　中間会計期間（自　2023年１月１日　至　2023年６月30日）

［セグメント情報］

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

［関連情報］

１．製品及びサービスごとの情報　**（単位：千円）**

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	16,318,524	4,688,693	2,416,697	23,423,915

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益　**（単位：千円）**

日本	その他	合計
20,480,962	2,942,953	23,423,915

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第29期　中間会計期間 （自　2023年１月１日 至　2023年６月30日）	
１株当たり純資産額	3,309,828円72銭
１株当たり中間純利益金額	354,028円15銭

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

（１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎）

中間損益計算書上の中間純利益	2,265,780千円
１株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益	2,265,780千円
差　　額	－千円
期中平均株式数	
普通株式	6,400株

（重要な後発事象）

第29期　中間会計期間（自　2023年１月１日　至　2023年６月30日）

企業結合等関係

当社は、2023年５月29日開催の当社取締役会において、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の全株式を取得することについて決議し、2023年５月30日付で株式譲渡契約を締結、2023年６月１日に株式を取得いたしました。

また、当社は、2023年３月29日開催の当社取締役会において、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結いたしました。本合併契約に基づき、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社は、2023年７月１日付で合併いたしました。

１．企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：NNインベストメント・パートナーズ株式会社
事業の名称：　　投資運用業、投資助言・代理業等

(2) 企業結合を行った主な理由

2022年４月にザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクがNNグループN.V.よりNNインベストメント・パートナーズを買収し、日本拠点であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社を当社に統合することを決定したことによるものであります。

(3) 結合後企業の名称

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

(4) 企業結合日及び企業結合の法的形式

2023年６月１日：株式取得
2023年７月１日：当社を存続会社、NNインベストメント・パートナーズ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(5) 取得した議決権比率

100%

(6) 取得した株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	**現金　7,766,200千円**
取得原価	**7,766,200千円**

２．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。委託会社は、2023年７月１日にＮＮインベストメント・パートナーズ株式会社と合併しました。

(2) 本書提出日現在の前１年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (2022年12月末日現在)	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル （ＧＳＡＭロンドン）	100百万米ドル (13,270百万円)	主として英国において業務を行うザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業です。ＧＳＡＭロンドンおよびその投資顧問関連企業は、現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人および個人投資家を含む広範囲の顧客にサービスを提供しています。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー （ＧＳＡＭニューヨーク）	129百万米ドル (17,118百万円)	米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド （ＧＳＡＭシンガポール）	14百万米ドル (1,857百万円)	シンガポールにおいて、内外の有価証券等に係る資産運用およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

※ 1米ドル＝132.70円

(2) 受託銀行

名称	資本金の額 (2023年3月末日現在)	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

名称	資本金の額 (2023年3月末日現在)	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。

２【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

投資顧問会社および委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2023年2月24日	**有価証券届出書**
2023年2月24日	**有価証券報告書**
2023年8月25日	**半期報告書**
2023年8月25日	**有価証券届出書の訂正届出書**

独立監査人の監査報告書

2023年３月３日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和　田　　渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西　郷　　篤

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2022年１月１日から2022年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年1月31日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和 田 渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ(野村ＳＭＡ・ＥＷ向け)の2022年12月7日から2023年12月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ(野村ＳＭＡ・ＥＷ向け)の2023年12月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年1月31日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和 田 渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 郷 篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢ為替ヘッジなし(野村ＳＭＡ・ＥＷ向け)の2022年12月7日から2023年12月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢ為替ヘッジなし(野村ＳＭＡ・ＥＷ向け)の2023年12月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年９月１日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和　田　　渉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西　郷　　篤

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2023年１月１日から2023年12月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（2023年１月１日から2023年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2023年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年１月１日から2023年６月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。